

# 契丹・宋間の國信使と儀禮

古松崇志

はじめに

一 國信使の旅

二 國信使の朝見・朝辭儀をめぐる——國書授受と皇帝・國信使對面の儀禮

(一) 朝見・朝辭儀の構造

(二) 對等國儀禮の創出

三 契丹朝廷における儀禮の場

(一) 受禮場所の變遷

(二) 儀禮がおこなわれる空間

おわりに

はじめに

217

一〇〇四年（契丹・統和二年、宋・景德元年）、いわゆる「澶淵の盟」を締結した契丹と宋の兩國は、軍事力で壓倒した契丹が毎年の歳幣を得るなど實質上は上位に立ったものの、たがいに擬制親族關係をとりむすび、相手を皇帝と認め合つて名分上は對等な關係となった。兩國はこのあと盟約をよく遵守して、一二〇年ちかく共存していくことになる。かくも

長きにわたる兩國の和平が實現したのは、兩國皇帝が交換した盟約の誓書において、國境の侵犯禁止や軍事施設の造營禁止など軍事衝突を抑止するための規定が明確に定められ、雙方ともにこれをよく守り、軍事力の使用を回避したからにはかならない。<sup>①</sup>

いっぽうで、そもそも特定の人間集團あるいは政府間で、紛争を抑止して平和を維持していくためには、相互に意思疎通をおこなうしくみを築きあげることが肝要である。このことは、ひろく人類のこれまでの歩みを見わたすと普遍的に當てはまる。この點で、澶淵の盟締結以後の契丹・宋兩國は、友好關係を持続的に維持するきわめてすぐれた制度を確立することに成功した。

そうした制度のうち、兩國間におけるさまざまなレベルでの實務交渉は、國境近くの兩國出先機關を窓口にして「牒」と呼ばれる文書を頻繁に作成・交換することでおこなわれた。<sup>②</sup>そして、それと並んで重要な意味を持ったのが、國信使使節團の派遣と彼らが兩國朝廷で舉行した儀禮である。國信使とは、毎年兩國皇帝（契丹については皇太后・皇后を含む）のあいだで正旦・聖節（皇帝や皇太后・皇后の誕生日）を祝賀するために派遣された使節を指す。使節團の規模は、國信大使と副使のほか隨行員を含めると、總勢およそ一〇〇人にも達した。通常の國信使のほか、皇帝の即位や崩御といった慶事・弔事のさいの通告や祝賀・慰問のためにも派遣された。また、臨時の國家人行事や戦争の告知、諸々の紛争など、兩國朝廷間レベルでの特別な交渉のために「泛使」と呼ばれる臨時の國信使が派遣されることもあった。<sup>③</sup>その結果、一二〇年のあいだに兩國間を往來した國信大使・副使は、合計一六〇〇人あまりに達したという。<sup>④</sup>

國信使については、中國における宋史研究と遼史研究それぞれの開拓者である聶崇岐と傅樂煥が、先驅的かつ包括的な研究をおこなっており、つとに制度の概要が明らかにされ、兩國國信使副の一覽表も作成されている。<sup>⑤</sup>いっぽう近年になって、かつて手薄だった宋代の對外關係史への關心が高まるなか、國信使が皇帝と對面して國書を授受する朝見・朝辭儀と呼ばれる儀禮が、北宋中期の禮書『太常因革禮』や『遼史』禮志に收められる儀注の検討をつうじて本格的に考察さ

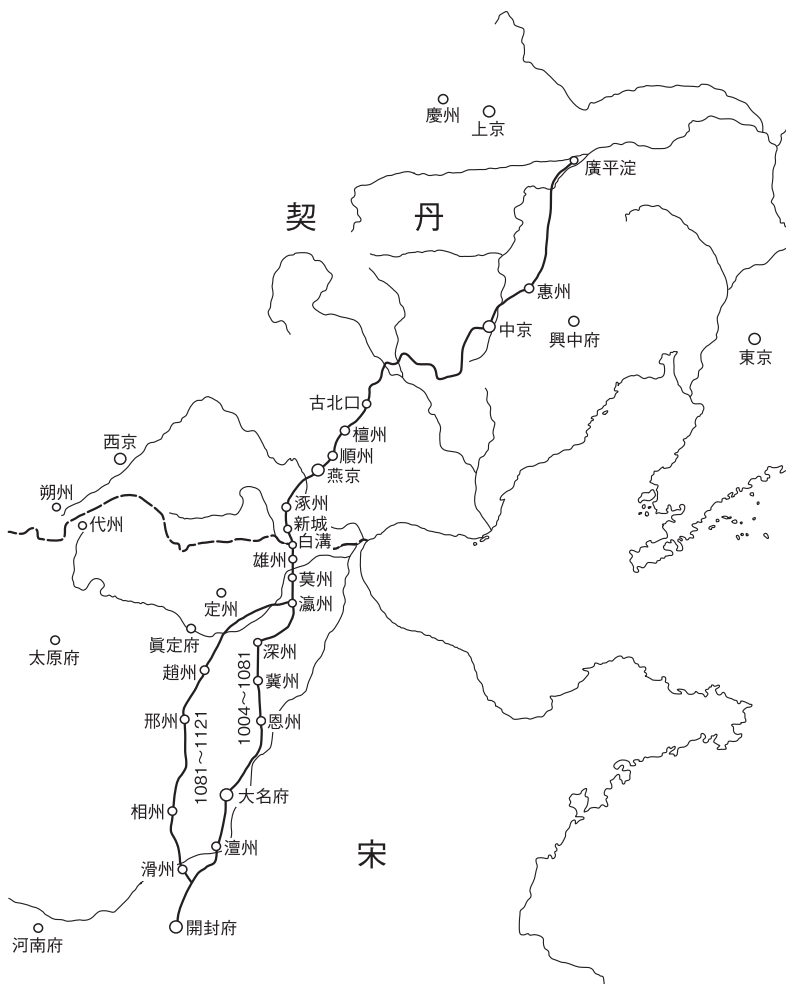
れるようになり、研究が進んできている<sup>(6)</sup>。しかしながら、こうした近年の研究は儀禮を題材に中國王朝たる宋朝の外交制度や國際秩序を論ずることに主眼があり、契丹・宋の二國間關係にたいする關心は比較的稀薄である。また儀禮そのものについても再検討の餘地を残している。

本稿では、國信使にかかわる儀禮や接待について、契丹・宋間の友好關係を支えた重要な制度として、兩國の雙方向の關係性のなかで考察する。具體的には、沿路道中や朝廷所在地（國都・捺鉢Ⅱ契丹皇帝の居所）において、行きとどいた接待を受けつつ種々の儀禮に参加した國信使一行の旅について、その概要を紹介する。つづいて、もつとも重要な朝見・朝辭儀の儀式次第を分析・検討して儀禮の構造を明らかにし、澶淵の盟以後の兩國關係において儀禮の持つ意義を考察する。最後に、これまでの研究で看過されてきた契丹朝廷で儀禮がおこなわれる場についてとりあげ、宋朝とは對照的に遊牧民の風習を保って移動を續けた契丹朝廷における儀禮の特質を明らかにする。關聯する文獻史料は宋側に偏るものの、唐代以前に比べればかなり豊富であり、ユーラシア史上の王朝間交流を考えるための貴重な事例を提供することになる。

## 一 國信使の旅

毎年兩國國信使は、契丹皇帝の居所と宋朝の國都開封とのあいだの優に一千キロを越える道のりを往還した。國信大使・副使の下には、合計一〇〇人程度におよぶ上・中・下節から成る三節人とも呼ばれる従人（隨行員）が付き従い、全員が馬に乗って旅をした<sup>(7)</sup>。受け入れ國側では、往復の路程において接待・監視役として接伴使・送伴使を従人とともに遣わして一行に相伴させ、さらに荷物の運搬のために車馬を準備し、運搬と護衛のために數百人の兵士を派遣した<sup>(8)</sup>。一行の正確な人数は不明だが數百人規模に達したことは確實で、行列は壯觀だったにちがいない。

受け入れ國側では、朝廷が主體となつて一行にたいし行きとどいた饗應をおこなった。まず、國信使の入境地點である國境河川の拒馬河を渡る白溝では、國境の橋（白溝界首橋）の上で國信使と出迎えの接伴使が對面・挨拶する儀禮をおこ



王文楚「宋東京至遼南京驛路考」『古代交通地理叢考』中華書局、1996年、承德地區文化局遼驛調查組「遼中京至南京口外驛道調查」『社會科學戰綫』1984年1期、胡廷榮「遼中京至廣平甸捺鉢間驛館考略」『中國邊疆史地研究』14卷1期、2004年などを參考に作成。

圖 契丹・宋間の國信使の行程

なつたあと、橋のほとりに設けられた亭舎で最初の酒宴が開かれる。この酒宴は受け入れ國の皇帝が恩典として賜る「御筵」であり、皇帝の代理人として使臣（宋では内侍省の宦官、契丹では近侍官）が派遣されて酒食の饗應をおこなつた。御筵は接待役の伴使（接伴使・館伴使・送伴使のいずれか）のほか、沿路では當地の地方官が、國都や捺鉢では朝廷の高官が、それぞれ陪席して接待にあたる特別の酒宴であつた。兩國ともに、入境から出境まで國信使に賜う御筵は十回程度に及んだ。そのほか、皇帝が遠路の旅をねぎらう「問勞」「撫問」をおこなつたり、一行の疲れを癒す目的で茶薬・湯薬を、寒い時には皮衣を、また季節の特産品を賜つたりすることもあつた。これらの場合も常に皇帝の使臣が派遣され、皇帝の言葉である「口宣」が讀み上げられて賜與がなされた。

酒食の饗應は何度もおこなわれ、國信使と伴使とのあいだで酒宴や會食が頻繁に催された。一行が道中の府・州を通過するさいには、地方官（知州・通判など）が出迎へと饒の酒宴（「郊迎」「出饒」）を城外の亭で開いて接待した。契丹の燕京・中京、宋の北京（大名府）の場合、その長官である留守自身が送迎することはなかつたが、酒食を書狀とともに送り、歡待の姿勢を示した。契丹の燕京・中京では、副留守が國信使一行を送迎する酒宴を主催して、意を盡くした接待をおこなつた。また、一行が州縣の城市を通過するさいには、當地の縣官（契丹のばあいは縣尉）が城市に入る手前の路傍で出迎える「參候」を行うことになつてゐた。

宋朝では、道中で行きとどいた接待をおこなうために物資の調達に盡力した。酒宴のなかでも皇帝が賜る「御筵」は、宮中での酒宴舉行の實務にあたる翰林司、御厨、儀鑿司などの内諸司がとりしきり、<sup>9)</sup> こうした内諸司を統轄すべく内侍省の宦官が國信使關聯の實務を管掌する管勾往來國信所が景德四年（一〇〇七）に設けられた。毎年國信使一行がやつて來る時期には、接待を擔當する内諸司を三番に分け、接伴使一行に先立って沿路へ派遣し、宴會の饗應に當たせられた。<sup>10)</sup> これを統括する内臣（宦官）が管押三番諸司内侍三班、略して三番使臣であつた。<sup>11)</sup> 三番使臣は酒宴の準備・舉行や酒食・茶薬などの賜與を擔當して、接待を拔かりなくおこなうことが求められた。<sup>12)</sup> とくに必要物資の調達が重要で、都の庫務より運

搬したり、沿路の州縣で買い附けたりすることになった。<sup>13</sup>ところが実際には、契丹使節への供應に名を借りた三番使臣による違法な徴収や狼藉が常態化し、負擔を負わされた河北州縣の民が苦しめられていた。<sup>14</sup>皇祐二年（一〇五〇）に諫官の包拯や吳奎がこの問題を指摘して、三番使臣の派遣が廢止され、以後は沿路での供應は州軍で自辨するように改められている。<sup>15</sup>

いっぽう、沿道の地方官司（府・州・縣）は、國信使一行が宿泊する當地の館驛の維持・管理を任せられるとともに、すでに述べたように國信使一行の接待にも當たった。<sup>16</sup>くわえて、同じ經路を通る自國の國信使も含めて、使節團の荷物を運搬するための車馬を準備する必要もあつた。沿路の地方官司にとって、國信使の接待や輸送にかかる經費は大きな負擔となつたのである。この問題に對處すべく、宋朝河北の地方官司では、公使錢と呼ばれる一種の機密費が確保されることもあつた。<sup>17</sup>しかし、地方官司の正規財政はそもそも臨時出費に柔軟に對應できる状態にはなく、結局は民から追加徴収を頻繁に行わざるを得ない場合が多かつた。

これに對し、契丹側の状況の詳細はよく分からないが、道中の館での必要物資の調達は土地を支給された民に擔當させるのが一般的だつたようだ。<sup>18</sup>

さて、國信使一行は相手國の朝廷所在地に到着してからおよそ一〇日あまり滞在するのが通例であつたが、その間の日程はどのようなものだったのか。聶崇岐がその概略を紹介しているが、詳細は明らかでない。以下に宋における契丹國信使の滞在日程を復元するとともに、一〇六七年（契丹・咸雍三年、宋・治平四年）六月に契丹皇帝の幕營地（捺鉢）を訪れた陳襄による『使遼語錄』から得られる契丹での宋朝國信使の日程と比較していく。

契丹國信使一行が開封に達すると、北郊の陳橋で開封府官が出迎える迎勞をおこない、茶酒を賜り、つづいてすぐそばの班荆館において都での接待・監視役の館伴使副が出迎え、ここで宋帝より内臣をつうじて御筵と酒果を賜る。<sup>19</sup>酒宴を終えると、同日中に陳橋門（景陽門）をくぐって開封城内へ入り、皇城南側の州橋ちかくの都亭驛に投宿し、皇帝からの恩

賜として銀製の鈔鑼（たらい）、唾盂（痰壺）、盂子（鉢）と錦の被褥（布團）などを支給される。<sup>(21)</sup>

契丹の捺鉢を訪れた宋使も同様で、『使遼語録』にみえる事例では、まず中路館という館で館伴使副からの出迎えを受け、皇帝からの御筵と酒果を賜り、その日のうちに捺鉢での滞在である頓城館に入り、皇帝からの問勞を受けた。<sup>(22)</sup>

宋では國信使が到着した翌日に、皇帝の側近で朝廷儀禮や文書傳達をつかさどる閤門官が都亭驛へ派遣され、國信使一行に朝見儀禮を習わせる。<sup>(23)</sup>そしてその翌日、國信使が國書を奉呈し皇帝と對面する朝見儀禮が崇徳殿（のち紫宸殿）でこなわれ、つづいて長春殿（のち垂拱殿）で皇帝臨席のもと宴を賜わる（次章參照）。この儀禮は契丹でも同様である。なお、『長編』にみえる契丹國信使が正旦や聖節を「來賀」した記事は皇帝に朝見した日を意味する。これを通覽すると、正旦を賀する國信使のばあい、大半が一月二五日か二六日に朝見をおこなっていて、正旦の朝賀まで五日程度の時間があった。いっぽう、聖節を賀する國信使は、聖節の三〜四日前に朝見をおこなっており、賀正旦使より滞在期間が短かったようだ。<sup>(24)</sup>

朝見が終わってから、國信使一行は都亭驛で皇帝から生餼（食料）を賜る。宋では盟約締結當初は一定額の穀物、羊、酒などが國信使副以下に現物支給された。<sup>(25)</sup>宋朝の契丹國信使にたいする生餼は、滞在中に到底消費しきれないほど大量であったため、のちには現物支給から絹織物などでの換算支給（折支）へと變更された。<sup>(26)</sup>契丹では『使遼語録』にみえる事例の場合、朝見の翌日以後三度にわたって國信使一行が生餼を賜っているが、その内容は不明である。<sup>(27)</sup>

朝見から數日経って、正旦あるいは聖節を迎える。正旦の場合、契丹國信使は、正殿（朝元殿、のち大慶殿）で百官や諸國使節が皇帝に拜謁して朝賀と上壽をおこなう元正大朝會（元會）に參列する。契丹國信使の儀禮での位次は、殿庭のなかで殿にもっとも近い丹墀の南側の龍墀上、節度使の立つ南側に設けられた。これは契丹人が任じられる國信大使の帯びる官が節度使あるいは某衛上將軍であることにもつづいて、宋の百官のなかにその序列を位置づけたためである。<sup>(28)</sup>なお、北宋一代で元正大朝會の舉行回数はわずか二九回で、とりわけ眞宗朝以後の一三〇年間は一八回を數えるにすぎない。<sup>(29)</sup>つ

まり、澶淵の盟以後は元正朝會がない年のほうが常態だったと言つてよい。朝會がない正旦には、宰相が文武百官を率いて内朝と外朝を分かち東上閣門まで至つて賀表を提出するという儀禮がおこなわれ、契丹使もともに賀表を提出した。<sup>(31)</sup> いっぽう聖節の場合は、崇徳殿（紫宸殿）で舉行される上壽儀に参加する。元會と同じように國信使の帯びる官に對應して、その位次は諸衛上將軍の下、大將軍の上に定められた。<sup>(32)</sup> これにたいし契丹朝廷では、正旦には正旦朝賀儀、聖節には皇太后生辰朝賀儀、皇帝生辰朝賀儀がおこなわれ、宋朝の國信使は契丹・漢人臣僚や他國の使節にまじつて儀禮に参加し、席次は契丹の翰林學士の班に連なる位置であつた。<sup>(33)</sup> そのほか、兩國朝廷で臨時の祝賀儀禮があつたときにも國信使は百官とともに参加して慶賀する慣わしであつた。<sup>(34)</sup>

元正朝賀の翌日、契丹國信使一行は、開封最大の寺院で皇帝以下も歸依した大相國寺を訪れて焼香した。<sup>(35)</sup> 契丹の捺鉢には固定建造物としての寺院がなかつたため、宋朝の國信使一行は途中の中京で寺院に參詣した。『使遼語錄』によると、一行は復路の中京で送伴使副の求めに應じて鎮國寺と大天慶寺を訪れ、焼香し素餐を食するとともに、僧に茶・綵を贈るのが通例であつた。<sup>(36)</sup>

大相國寺參詣の翌日、契丹國信使は城南の御苑である玉津園を訪れ、矢筒と弓・箭を皇帝より賜つて射弓の技量を競う。つづけて御筵を賜り、宋側からは節度使クラスの武官が相伴した。この行事を「宴射」と呼ぶ。<sup>(37)</sup> 契丹でも射弓とともに御筵を國信使に賜い、「射弓筵」と呼んだ。<sup>(38)</sup> なお、玉津園にはさまざまな珍獸が飼育され、交趾や廣州などから献上された象を飼う養象所が置かれていた。射弓を終えた契丹國信使は、北方では見られない象を觀覽するのが通例となつていた。<sup>(39)</sup>

宋朝では、正月上旬のなかから日を選んで、崇徳殿（紫宸殿）で契丹國信使一行向けに特別に宴を賜ることになつていた。<sup>(40)</sup> この宴は皇帝が群臣に私的に賜る曲宴の一種であつた。聖節の場合、國初以來一貫して上壽の三日後あたりに含光殿（のち集英殿に改稱）で百官が参加する大宴が舉行され、契丹國信使を含めた外國使節も参加した。<sup>(41)</sup> 服喪や祭祀など何らかの理由で大宴が開かれない場合には、契丹國信使をはじめとする外國使節は崇徳殿（紫宸殿）で宋朝の文武高官とともに



宴を賜ることになっていた。<sup>(42)</sup> 正旦・聖節いずれの宴でも、朝見・朝辭の前後に皇帝より賜る宴と同様に、契丹の國信使副は殿上に、従人は東西の兩廊下に座席を與えられた。<sup>(43)</sup> 宋と同様に、契丹でも皇帝が主催し出御する曲宴が宋の國信使のために特別に舉行され、國信使副は契丹の翰林學士の班につらなって殿上に着席し、隨行の従人は東西の廊下に分かれて着席した。<sup>(44)</sup>

契丹國信使の開封滞在期間中の最後の重要な儀禮が崇徳殿（紫宸殿）でおこなわれる朝辭儀禮である（次章參照）。正旦の場合、正月六日におこなわれることが多い。國信使一行が儀禮を終えて都亭驛に戻ると、皇帝より御筵と酒果を賜り、<sup>(45)</sup> 夜には館伴使との告別の酒宴が開かれる。契丹でも朝辭儀の終了後の夕刻には館伴使副との別れの宴が開かれた。<sup>(46)</sup>

朝辭の翌日、國信使一行は歸路に就く。宋では契丹國信使の出發時に、到着時同様に銀器を賜る。<sup>(47)</sup> また往路とおなじく班荆館で餞の御筵・酒果を賜り、館伴使副と別れ、接待役が送伴使副に交替する。さらに郊外の上徳橋で開封府官が餞の宴を催した。<sup>(48)</sup> 契丹では、滞在した館をあとにして、近くの館で餞の宴が開かれる。宋と同様に、ここで皇帝が派遣した近侍官が御筵・酒果を賜い、高官が宴席に相伴し、館伴使副と送伴使副も同席する。<sup>(49)</sup> 餞の宴を終え、國信使一行は送伴使および護衛の兵士に伴われながら、歸國の旅に出發する。

以上、國信使一行の接待と儀禮を通覽すると、兩國でほぼ同じようにおこなわれていたことが分かる。すなわち、受け入れ國の沿路や朝廷での國信使にたいする接待や國信使が参加する儀禮は、兩國で均衡が保たれていた。それは、おそらく澶淵の盟締結後に國信使が派遣されるようになったときに、兩國の官のあいだの協議をつうじて事細かに定められたためであろう。以後先例として遵守され、改變することは許されなかったのである。<sup>(50)</sup>

## 二 國信使の朝見・朝辭儀をめぐって——國書授受と皇帝・國信使對面の儀禮

### (一) 朝見・朝辭儀の構造

國信使の最大の任務は、相手國の皇帝と對面して、自國皇帝にかわって書面・口頭雙方でのメッセージおよび禮物を交換することにあつた。最初に兩者が對面する儀禮が朝見儀で、皇帝の居所を離れて旅立つ前に別れの挨拶をする儀禮が朝辭儀である。紙幅の都合により、兩國朝廷でおこなわれる儀禮の内容については、その流れを簡略な表にまとめて提示するとどめ(表1・2)、儀注の文獻研究を含めたその詳細な検討は別の機會に譲りたい。<sup>(5)</sup>

さて、儀禮の流れをまとめた表をふまえて、兩國でおこなわれた國信使の朝見・朝辭儀の構造を分析し、儀禮の意味を考えてみたい。

契丹と宋における朝見・朝辭儀は、禮物奉呈の順番や皇帝と國信使のあいだの對面問答の内容、皇帝からの賜物を受け取る場所、朝辭のさいの宴の順番、拜禮の形式や回数などといった點で、手順や細かい部分に異なる<sup>(6)</sup>。しかしながら、國書の授受、皇帝と國信使の對面問答、國信使一行の謝辭奉呈、對面儀禮から聯續する酒宴の舉行といった儀禮の基本的な構成要素は、兩國でまったく一致する。

儀禮における國信使の位置づけから朝見・朝辭儀の構造をみると、大きく二つの部分に分けることができる。第一に國信使が皇帝の代理として振る舞う部分である。朝見儀では、國信使が國書・禮物を奉呈するところから、殿上にのぼって皇帝(皇太后)と對面問答するところまでの前半の儀禮を指し(表1Ⅰー(1)(2)、表2Ⅰー(1)(2)(3))、朝辭儀では、國信使が殿上にのぼって皇帝(皇太后)と對面し、皇帝より國信使に自國皇帝への傳言が託され、國信使が國書を授與されて退場するまでの後半の儀禮を指す(表1Ⅱー(3)、表2Ⅱー(3))。この部分の儀禮で國信使は、國書の受け渡しと口頭で

表1 宋における契丹國信使の朝見・朝辭儀

I 朝見儀
(1) 禮物・國書の奉呈：①皇帝、長春殿より崇徳殿へ出御 ②百官の參列、宰執・樞密使以下の高官は上殿 ③國信使・副が國書の箱を持って入場 ④禮物を搬入、殿庭に陳列 ⑤國信使が跪いて閤門使に國書を授け、殿上で閤門使より内侍都知を経て宰相に授け、宰相・樞密使が皇帝の面前で進讀 ⑥禮物の搬出、國信使・副は東階下に立つ
(2) 國信使・副と皇帝の對面問答：①國信使・副が上殿 ②通事・閤門通事舍人・閤門使を介して皇帝と問答（國信使より契丹皇帝からの宋帝にたいする問安を傳え、皇帝が契丹皇帝の安否を問い國信使が返答） ③殿を下り、殿庭に立つ
(3) 國信使一行の謝辭奉呈と皇帝からの賜物：①國信大使の謝辭奉呈（通事舍人が國信大使の通名、殿庭で大起居の禮、皇帝にたいし對面を謝し、沿路館驛での御筵・茶藥・撫問を謝し、通事・閤門通事舍人を介して皇帝に傳達） ②皇帝からの賜物（舍人より敕、皇帝からの賜物（衣帶・銀器・馬など）、退出 ③國信副使の謝辭奉呈、皇帝からの賜物、退出 ④舍利以下の從人が對面、皇帝からの賜物、退出 ⑤通事以下の從人が對面、皇帝からの賜物、退出 ⑥臣僚と皇帝の退出
(4) 宴：①皇帝、長春殿に出御 ②賜衣を着た國信使一行が入場、使・副は宰相以下臣僚とともに殿上に、舍利以下の從人は東西兩廊下に着席 ③酒五巡 ④國信使・副を含めた臣僚が殿を下り、退出
II 朝辭儀
(1) 宴：①皇帝が長春殿より崇徳殿へ出御 ②國信使・副は通名ののち、宰相以下臣僚とともに殿上に、舍利以下の從人は兩廊下に着席 ③酒五巡 ④國信使・副含む臣僚、殿を下りて舞踏禮・拜禮 ⑤宰相以下一部の官は上殿、國信使・副とその他の官は退出
(2) 國信使一行の謝辭奉呈と皇帝からの賜物：①國信大使の謝辭奉呈（國信大使再入場、閤門通事舍人が通名、國信大使は皇帝にたいし言葉を述べ、通事・舍人を介して聞奏） ②皇帝からの賜物（舍人が皇帝からの敕を傳えて賜物（衣帶・銀器など）、退出 ③國信副使の謝辭奉呈と皇帝からの賜物 ④舍利以下の從人への賜物 ⑤通事以下の從人への賜物
(3) 國信使・副と皇帝の對面問答と國書授與：①賜衣を着た國信使・副が再入場、拜禮と萬歳 ②上殿、御前に立つ ③宋皇帝より閤門使・通事を介して國信使に契丹皇帝への傳言を授ける ④國信使が跪いて國書の入った箱を閤門使より受け取る ⑤殿を下り、退出

典據：『太常因革禮』卷八三「契丹國信使副元正聖節見宴」「契丹國信使副辭」

の傳言をつうじて自國皇帝と相手國皇帝のあいだの意思傳達を仲立ちする機能を果たしている。<sup>33)</sup>

第二に國信使が相手國皇帝の臣僚として振る舞う部分である。朝見儀では、殿庭で謝辭を奉呈して皇帝から賜物を受け取り、宴を賜って退場するまでの後半の儀禮を指し（表1 I—(3)（4）、表2 I—(4)（5）、朝辭儀では、宴を賜るところから謝辭を奉呈するまでの前半の儀禮を指す（表1 II—(1)（2）、表2 II—(1)（2）<sup>34)</sup>）。國信使・副が相手國皇帝（皇太后）に向けて謝辭を

表2 契丹における宋朝國信使の朝見・朝辭儀

I 朝見儀
(1) 國書の奉呈：①皇帝（皇太后）出御 ②契丹・漢人臣僚の參列、一部の臣僚は上殿 ③國信使・副が國書の箱を持って入場 ④國信使が跪いて閤門使に國書を授け、殿上で樞密を経て宰相が皇帝（皇太后）の面前で進讀
(2) 國信使・副と皇帝（皇太后）の對面問答：①國信使・副が上殿 ②皇帝（皇太后）と問答（皇帝（皇太后）が宋帝の安否を問い、國信使が出發時の宋帝の無事を奏上）③殿を下り、殿庭に立つ
(3) 禮物の奉呈：①禮物を搬入、殿庭に陳列 ②禮物の搬出
(4) 國信使一行の謝辭奉呈と皇帝（皇太后）からの賜物：①國信使・副の謝辭奉呈（通事舎人が國信使・副を通名、國信使が對面を謝し、遠路の出迎え・御筵・撫問・湯藥を謝す）（皇太后の場合はなし） ②退出、控えの幕次へ（皇太后の場合はそのまま上殿） ③閤門使が敕を傳達、衣帶などの賜物 ④従人の入見と退出・賜物
(5) 宴（皇太后の場合はなし、かわりに湯・茶を供する）：①賜衣を着た國信使一行が再入場、國信使・副は契丹臣僚とともに殿上、従人は廊下に着席 ②酒五巡、茶・肴・膳がふるまわれる ③國信使・副、臣僚の順に殿を下り、退出
II 朝辭儀
(1) 國信使一行の謝辭奉呈と皇帝（皇太后）からの賜物：①皇帝（皇太后）出御 ②臣僚が殿上に參列 ③國信使・副入場 ④國信使・副の謝辭奉呈（通事舎人が國信使・副を通名、殿庭で告別のあいさつ） ⑤皇帝から國信使・副それぞれに賜物（皇太后の場合は賜物なし）、上殿 ⑥従人が入場、皇帝（皇太后）に謝し、兩廊に立つ（皇太后の場合はすぐに退出）
(2) 宴（皇太后の場合はなし、かわりに湯・茶を供する）：①酒五巡、肴・茶・膳がふるまわれる ②國信使・副はいったん殿を下りる
(3) 國信使・副と皇帝の對面問答と國書授與：①國信使・副上殿 ②國信使が國書の箱を受ける ③皇帝（皇太后）より宋帝への傳言を受ける ④殿を下り、退出

典據：『遼史』卷五一、禮志四、賓儀「宋使見皇太后儀」「宋使見皇帝儀」「賀生辰正旦宋使朝辭太后儀」「賀生辰正旦宋使朝辭皇帝儀」

奉呈するさいには、儀禮進行を擔當する閤門通事舎人が彼らの肩書と名前を呼び上げる「通名」をおこなう。従人（隨行員）の場合は人数が多いので個人ごとではなくグループ単位で皇帝に謝辭を獻じて拜禮をおこなう。この部分の儀禮は手國皇帝への臣従を示しており、國信使一行が相手國の臣僚と同じように遇されていることが分かる。そのことは、この部分の國信使以下の身振りに、手足を動かすことで歡喜して臣従することを身體で表現する「舞踏」と呼ばれる所作がかならず含まれていることから明らかである。<sup>(55)</sup> ぎやくに國信使・副が皇帝の代理として振る舞う國書の授受や殿上での問答のさいには舞踏をおこなわず、二つの部分の所作に明確な區別があつたことが分かる。

以上のように朝見・朝辭儀の構造を整理してきたが、儀禮の核心は國信使が皇帝の代理として振る舞う第一の部分にある。このうち、國書の奉呈と禮物の陳列・奉呈が朝見儀の冒頭に位置することは、唐代の八世紀前半に編纂された禮書『大唐開元禮』(卷七九、賓禮)に收められた「皇帝受蕃使表及幣」と呼ばれる儀注に由来する。周知のように、これは外國からの朝貢使節が唐の皇帝に拜謁し、自國から携えた國書(表文)と貢納品を獻上する儀禮である。<sup>(57)</sup> 契丹・宋間の國信使の儀禮が唐代禮制の影響のもとで定められたことは疑いない。

朝見儀では、國信使の奉呈した國書を、國政を輔弼する宰相(宋の場合は樞密使が竝立)が殿上の皇帝面前で讀み上げる(表1I-1)⑤、表2I-1(1)④、これは中書侍郎が表文を奏上する『開元禮』の儀禮を踏襲したものである。いっぽう宋朝における契丹以外の外國使節の謁見儀禮についてみれば、使者は表文の入った函を進めるものの、受け取った閣門通事舎人は會場から持ち出して客省へ進め、皇帝の面前で表文を讀み上げることはなかった。また禮物の陳列もなかった。<sup>(58)</sup> 唐代後半以來、朝廷での諸儀禮が簡略化されていく趨勢を受け、外國使節との對面儀禮についても、『開元禮』に比して非常に簡素な儀禮となったのである。<sup>(59)</sup> これにたいし、契丹國信使の儀禮は使者をより鄭重に扱う『開元禮』の賓禮を復活させたものと言え、儀禮のうえで他國とは異なる契丹にたいする厚遇を明示することになった。また、契丹での高麗・西夏使(進奉使)の朝見儀では、禮物の陳列・奉呈はおこなわれたが、表の進呈は存在しないように、朝見儀につづいておこなわれる宴に皇帝が出御することもなく、宋の國信使に比べて明らかに劣位に置かれていた。<sup>(60)</sup>

朝辭儀で皇帝から國信使へ直接に國書を授與する儀禮については、『開元禮』には規定がない。<sup>(61)</sup> 朝貢使節のみを前提とする唐代の賓禮では想定されていない儀禮で、對等國の儀禮として契丹・宋間であらたに創出されたのである。宋では契丹以外の使節への國書(詔)は、「有司」をつうじて付された。<sup>(62)</sup> 契丹でも同様に、高麗・西夏の使節にたいしては、朝辭

儀のさいに國書（詔）を直接授與することはなかつた。<sup>(63)</sup>

つぎに殿上で國信使と皇帝とが對面問答する儀禮についてみておこう。この儀禮は、『開元禮』（卷七九、賓禮）に收められる「蕃主奉見」（蕃國主自身が唐の朝廷にやってきたときの皇帝との謁見儀禮）に起源を持つ。『開元禮』では、殿上にのぼり皇帝と對面し言葉を交わすことが認められていたのは蕃國主のみであり、使節（蕃使）の場合には儀禮をおこなうあいだ一貫して殿庭にあり、問答をとりかわすときは皇帝を遠く仰ぎ見る状態にあつた。國信使は皇帝の代理として『開元禮』の蕃國主に準ずる禮遇を受けたということになる。契丹・宋間國信使の朝見・朝辭儀における殿上での儀禮は、『開元禮』の蕃國主の儀禮を参照しつつ、「敵國之禮」（對等國の禮）として定められたものだった。<sup>(64)</sup>

これにたいし、宋朝での契丹以外の外國使節の朝見・朝辭儀では、唐代の蕃國使の儀禮にはあつた皇帝・使節間の問答までもが省略された。<sup>(65)</sup> ここにも宋における儀禮の簡略化がうかがわれ、契丹國信使にたいする禮遇がきわだつことになつた。いっぽう契丹における宋以外の高麗・西夏進奉使の儀禮は、すでに述べたように朝見儀では表文の進呈はなかつたものの、使者が入場後すぐに殿上で皇帝と問答したばかりでなく、「進奉物」と呼ばれる禮物の陳列・奉呈もおこなわれた。儀禮のうえで、宋よりも外國使節を鄭重に扱つたことが分かる。

そのほか、兩國朝廷で契丹・宋のみに認められた特別な恩遇として、朝見・朝辭儀において國信大使と副使のみならず三節人あるいは従人と呼ばれる隨行員全員が皇帝と對面して賜與を受け、皇帝の賜る酒宴への参加を認められたことが擧げられる（表1-1-3）<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup><sup>(4)</sup><sup>(2)</sup><sup>(3)</sup>、II-1-1）<sup>(2)</sup><sup>(2)</sup><sup>(4)</sup><sup>(5)</sup>、表2-1-4）<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup><sup>(1)</sup><sup>(2)</sup>、II-1-1）<sup>(6)</sup><sup>(2)</sup><sup>(1)</sup>。宋の朝廷では外國使節の朝見・朝辭儀のさいに従人は門外で儀禮をおこない、殿庭に入らないのが原則だった。契丹國信使の従人の場合、九七〇年代の一時的な通和期には一部のみに認められていた殿庭への入場が、盟約締結を機に全員に認められたのである。<sup>(67)</sup> また、朝見・朝辭儀以外にも、沿路・朝廷で賜る御筵、朝廷での曲宴や射弓宴への列席も契丹國信使の従人全員に認められていた。

つづいて、朝見・朝辭儀がおこなわれる時と場について考えてみたい。宋の朝廷で外國使節の朝見・朝辭儀が行われる場所は、原則として公的な儀禮や朝政がおこなわれる内朝前殿の崇徳殿（紫宸殿）あるいは長春殿（垂拱殿）であり、國による大きな區別はない。<sup>(68)</sup> しかしながら、朝見・朝辭儀がおこなわれる時間については、契丹以外の外國使節の儀禮が「見・謝・辭」と呼ばれる皇帝と臣僚との對面儀禮の前後に設定され、通常の朝政（前殿視朝）に聯續しておこなわれたのにたいし、契丹のみは儀禮の場が獨立して別に設けられるという違いがあった（表1-1-1①、II-1①）。いっぽう契丹朝廷における儀禮でも、宋の國信使は夜明け前に館を出發して皇帝の居所へと向かい、朝見儀は通常の朝政とは獨立して明け方におこなわれている。<sup>(69)</sup> これにたいし、西夏からの進奉使の朝見・朝辭儀は「臣僚常朝」が終わったあとにつづけて行われている。高麗の儀禮のおこなわれる時間は明記されていないものの、西夏と同様に通常の朝政につづけて儀禮が舉行されたと推測される。<sup>(70)</sup> なお、契丹朝廷で儀禮がおこなわれる場については、従來の研究でまったく検討されていないので、次章で取り上げる。

以上のように、朝見・朝辭儀での國書授受と對面問答の儀禮、隨行員全員の儀禮參加、獨立した儀禮の場の設定といった點で、契丹・宋の兩國間で派遣される國信使は他國使節とは異なる特別の待遇を受けていたことが分かる。これらも含めた沿路・朝廷で行われる破格の接待と儀禮の背景には、兩國の對等な名分關係があったのである。そして、儀禮と接待にかかわる制度は一時的に和議が結ばれた九七〇年代の先例を踏まえたものだったが、それが本格的に整備されたのは澶淵の盟の締結後のことである。そのさいに兩國間の交渉にもとづいて事細かに定められ、雙方でおこなう儀禮や接待の均衡がはかられたと考えられる。<sup>(71)</sup>

ただし、兩國の儀禮がすべて完全に平等だったとはいえない。契丹朝廷を訪れる宋の國信使は、基本的に契丹の禮制に従っていた。たとえば朝見儀のさいの宋の國信使副の拜禮の回数（表2-1-1④①）、契丹皇帝が臣僚を接見する儀禮でのそれと非常に似通っている。<sup>(72)</sup> そして、契丹朝廷における元日の朝會儀禮での拜禮は、宋に比べてずいぶん繁雜であった

ようで、重熙八年（一〇三九）の正旦國信使として派遣された韓琦が詩のなかでそのことをこぼしている。<sup>(73)</sup> 前節に述べた朝見・朝辭儀で皇帝の代理として振る舞う部分をのぞくと、契丹朝廷での儀禮で宋の國信使一行は契丹の臣僚と同じ所作をおこなうのが基本であった。なお、次に述べるように契丹朝廷では契丹人と漢人で拜禮にちがいがあったが、宋使がおこなったのは當然漢人の拜禮だったはずである。

これにたいして、契丹から宋へ派遣された國信使は異なっていた。すなわち、一行のうちの契丹人については、本國朝廷での服装と所作が認められていたのである。そもそも契丹朝廷の儀禮では、參列者は契丹服と漢服を着用する者に分かれていたが、契丹國信使一行も同様であった。具體的には、大使は契丹人、副使は漢人と決まっていた。そして、従人は二つのグループに分けられ、三節のうち上節に當たる舍利以下の従人が契丹人で、中・下節に當たる通事以下の従人が漢人であった。契丹人と漢人のあいだには、髮型や服装、儀禮の所作などに明確な區別があり、契丹人は儀禮において契丹服を着用した。朝見・朝辭儀では皇帝が國信使一行に服を賜い、朝見儀につづく宴會では一行が賜服を着用して皇帝の恩恵に浴していることが顯示されるが、賜服は契丹人の國信大使が契丹服で、漢人の副使が漢服だった。<sup>(74)</sup> このうち大使が宋皇帝より賜る服は「窄衣一對、金蹠躡子一條、金鍍銀冠一頂、鞞一量」であった。<sup>(75)</sup> 「窄衣」とは、乗馬を習慣とする遊牧民の活動に適した身體に密着した衣服をいう。もとは北方遊牧民から傳わった「窄衣」は、當時中國本土の漢人のあいだでも流布していたが、<sup>(76)</sup> このときに契丹國信大使の賜る「窄衣」は遊牧民たる契丹武人を表象する意味を持っていた。「蹠躡子」は金屬製の帶飾りが等間隔で附けられた帶で、革袋を取り附けたり、弓・劍・ナイフ・砥石・手ぬぐいなどさまざまな道具をつり下げたりできるようになっていた。遊牧民の日常生活に深く根ざしたこの帶は契丹獨自のものではなく、古くから中央ユーラシア各地の遊牧民のあいだで廣く用いられたものが傳えられたのであろう。<sup>(77)</sup> 鍍金をほどこした銀で作った「金鍍銀冠」は、契丹貴人がかぶる獨特の冠で、近年契丹の墓葬で發見された出土品よりその形態をうかがうことができる。そして、契丹人の大使や従人は、本國朝廷でおこなうのと同様に契丹式の拜禮と舞踏禮をおこなった（朝見・



朝辭儀については表1-1-1(3)①④、II-1(2)①④など。契丹式の拜禮とは、左足を立てて右足を跪き、両手を右肩に添えるという所作である。<sup>(79)</sup> それにくわえて、通常はけつして認められない上閤門内での帯刀さえも許された。<sup>(80)</sup>

契丹國信大使の契丹式拜禮と契丹服着用は、朝見・朝辭儀のみならず、元正大朝會でも認められていた。盟約が締結されてから元正大朝會が最初に舉行されたのは景德四年(二〇〇七)のことであったが、このときに契丹人で國信大使の蕭漢寧は、儀禮での朝服着用と漢儀による所作を拒否し、漢人の副使吳克昌もまた百官が儀禮で着用すべき朝服を身に着けることを拒否し、これを受けて宋の皇帝は朝會での服裝・儀禮を彼らの自由に任せたのであった。<sup>(81)</sup> 朝會での衣服・所作をめぐる大使と副使の意思表明は、當然のことながら契丹朝廷の意向を反映したものでだろう。先述のとおり元正朝會はその後あまりおこなわれなかったが、このときの契丹國信使の服裝と所作が以後の定制となった。一二世紀初めの北宋末開封を活寫した記録である『東京夢華錄』にも、元正朝會儀禮での契丹國信大使の服裝が金冠をかぶり紫窄袍と金蹠蹻を身に着けるという契丹服であったこと、拜禮も契丹式であったことを明記する。<sup>(82)</sup> なお、聖節の上壽儀禮における外國使節の服裝については、史料に記載がなく不明とせざるを得ないが、契丹國信使一行の契丹人についてはやはり自國の衣服を着用したのではあるまいか。<sup>(83)</sup>

さらに注目すべきなのは、朝見・朝辭儀で契丹人の國信大使や舍利以下の従人の口から發せられる言葉がすべて契丹語だったことである。朝見・朝辭儀いづれにおいても、國信大使が契丹皇帝の代理として宋皇帝と殿上でやり取りをする(表1-1-1(2)②、II-1(3)③)、國信大使は常に契丹語で言葉を發し、それを宋の管勾往來國信司に屬する通事が漢語に譯してから閤門通事舎人が皇帝に傳奏した。ぎやくに皇帝から言葉をかけるときには、閤門使をつうじて下された言葉を通事が契丹語に譯して國信大使に傳えるという手順でおこなわれた。そのほか朝見儀で國信使一行が拜顔および道中の行きとどいた接待を感謝し、「聖躬萬福」を奏上するなど皇帝に向けて言葉を發するが(表1-1-1(3)①)、やはり同様に通事の通譯と閤門通事舎人の傳奏によって皇帝に傳えられた。これにたいし皇帝から賜物を與えるさいに、それは敕の形式で

閭門通事舍人より國信使一行へ傳達されるが、これも通事によつて契丹語に譯された(表1Ⅰ―(3)②)。朝辭儀でのやりとりも同様であつた(表1Ⅱ―(2)①)。舍利以下の従人が皇帝と對面するときも、より簡略なやり取りではあつたが大使と同じだつた(表1Ⅰ―(3)④、Ⅱ―(2)④)。『開元禮』にも皇帝と蕃國使が言葉を交わす儀禮があるが、漢語でおこなわれる前提であり、通事が通譯する規定はなかつた。いっぽう、契丹朝廷での宋朝國信使の儀禮は、皇帝が漢服を着て出御する漢儀であり(後述)、『遼史』禮志の儀注を見るかぎり、國信使は漢語で發言し通事も登場しないので、すべて漢語でやり取りをしたかのように讀める。ただし、契丹皇帝・皇太后以下の契丹支配者層は日常的に契丹語を用いていたうえに、儀禮には契丹服・漢服雙方の臣僚が列席してゐたことから、契丹語と漢語の雙方が使用された可能性が考えられるが、現有史料からは確かなことは言えない。

さて、宋朝にとつて、自國風俗の装いを身にまとつた多種多様な外國使節が朝廷儀禮に参加することは、主觀的には皇帝の徳化が風俗を異にする四方の「蕃國」にまで及んでゐることを可視化する意味を持つていた。このことは、みずから「中華」をもつて任ずる宋朝が、名分上は對等な關係にあつた契丹にたいしてさえ内向きには「(北)虜」「戎虜」「北狄」などと呼んで蔑視する意識を持つていたこととも關係するだろう。<sup>(85)</sup>

しかしながら、澶淵の盟締結後の宋朝における國信使儀禮の制定をめぐる議論をみると、建前では契丹に恩寵を施すという姿勢をとりながらも、現實の兩國の力關係より考えれば、實際には宋朝は妥結したばかりの和平の堅持を最優先して、契丹にたいし配慮を盡くしてその風俗にもとづく儀禮舉行を認めたものとみるべきである。<sup>(86)</sup> ひるがえつて契丹の側よりみれば、國信使が宋朝でおこなう儀禮は、みずからの獨自の習俗・言語に根ざした「契丹」としての自己同一性を外向きに顯示する好機であつた。そして、窄衣の着用や帶刀といった契丹人の装いには、遊牧王朝の武威を誇示する意味も込められていたのだらう。<sup>(87)</sup>

ようするに、契丹・宋朝の國信使の儀禮は、兩國の名分上の對等性を象徴するべく入念に定められたものであつたが、

澶淵の盟締結時の軍事面での兩國の實力差を反映して、儀禮の細部では宋が契丹にたいして少なからず讓歩した部分があったのである。

### 三 契丹朝廷における儀禮の場

#### (一) 受禮場所の變遷

一一世紀のユーラシア東方で南北に共存した契丹・宋兩國の皇帝の生活は、著しく對照的であつた。すなわち、封禪など大規模な祭祀のために何度か地方を行幸した第三代皇帝の眞宗をのぞけば、基本的に在位中は國都開封周邊を離れることがなかつた宋朝皇帝にたいし、遊牧民の風習を保持した契丹皇帝は毎年季節ごとの移動生活を繰り返していた。契丹は唐制をおおいに取りこんだものの、その政權中樞は皇帝の天幕（オルド）の所在地「捺鉢」にある「動く朝廷」だったのであり、中央ユーラシア史上の遊牧王朝の系譜のなかに位置づけられるべきである。それでは季節移動をつづけた契丹皇帝は、どのような場所で宋朝の國信使をはじめとする外國使節を受け入れ、正旦や聖節の各種儀禮を舉行したのであろうか。本章では澶淵の盟以後の契丹での外國使節の儀禮がおこなわれる場について検討していく。

契丹皇帝が外國使節との會見・受禮をおこなう場所は、通説では國信使の入境時に決定したとされる。これは、宋朝國信使が入境直後の白溝で出迎えに來た契丹接待使に受禮をどこでおこなうかを尋ね、その場で回答を得たという陳襄『使遼語錄』にみえる記事を根據とする。<sup>(89)</sup>しかし、『使遼語錄』は宋朝の新帝即位を知らせるために派遣された國信使の語錄で、契丹皇帝の移動期にあたる六月に儀禮をおこなつた特殊例であることに注意せねばならない。

實際には、契丹皇帝が宋朝國信使一行を受け入れた場所は時代によって大きな傾向があり、時とともに變遷していた。まず、盟約締結後の聖宗文殊奴の治世では、國信使との會見や朝賀儀禮がもつとも數多くおこなわれた場所は中京であつ

た。文獻で確認できるかぎり、澶淵の盟から聖宗が崩ずるまでの二六年間のうち、一―二回を占める。中京は、澶淵の盟締結を契機として、外國使節を受け入れて儀禮をおこなうことを目的に新造された都市であり、多用されたのは當然のことである。聖宗朝にはそのほか燕京で三回、上京で三回おこなわれており、後に比べて都市（京城）での受禮の多さがおおきな特徴である。<sup>90)</sup>

受禮地點のそのほかの場所への移動は、その時々々の政治情勢に起因する場合が多かった。普段から移動生活をしている契丹皇帝は機動性に富み、いざ周邊國や國內で紛争や反亂などが起こったときには、臨機應變に紛争地あるいはその近隣まで出向き、みずから軍隊を率いて前線に立つこともあれば、國境ちかくで大軍を引き連れて示威行動に出たり、現地で命令を下したりすることもしばしばあった。

なお、聖宗文殊奴の聖節は一二月二七日だったため、皇帝の聖節と正旦を祝賀する宋朝の國信使はほぼ同時期に契丹朝廷を訪れた。承天皇太后の聖節朝賀については、盟約締結後から亡くなる直前の統和二七年（二〇〇九）まで五年間おこなわれたが、その時期は夏の五月であった。<sup>91)</sup> 受禮場所としては灤河上流の夏營地炭山が二度あったほか、燕京、上京、中京がそれぞれ一度ずつあり、やはり都市での受禮が好まれる傾向にあったといえる。<sup>92)</sup> その後、太平二年（二〇二二）より聖宗の正皇后齊天皇后が國母となり、その聖節（順天節）祝賀のために宋の國信使が派遣されるようになる。朝賀の正確な日附は不明だが、皇后の生辰を賀する國信使の宋朝での任命は皇帝の生辰と正旦を賀する國信使にくらべて一箇月から二箇月ほど早く、『遼史』本紀で確認できる「來賀」の期日もまた一〇月あるいは一―二月のことであった。<sup>93)</sup> それゆえ、皇帝の聖節や正旦とおなじ場所で儀禮が行われたと考えられる。

興宗夷不董が即位して以後は、中京は受禮場所としてあまり用いられなくなる。興宗朝における中京での受禮は、景福元年（一〇三二）の即位より二年つづけておこなわれてから後の二〇年あまりのあいだには、重熙二〇年（一〇四二）と重熙一六年の二度のみであり、道宗涅隣・天祚帝阿果の治世にいたっては清寧一〇年（二〇六四）、天慶七年（二一一七）と

それぞれ一度だけである。『遼史』の記録漏れもあり得るが、おおよその傾向は明らかであろう。中京を契丹の國威を誇示する受禮の場として建設した承天皇太后と聖宗皇帝の意圖は受け繼がれなかったのである。ただし、中京はその後も燕京とならんで國信使一行がかならず通過し、手厚い接待がおこなわれる重要な都市であり續けた。

この中京をはじめとする都市に代わる受禮の場として、興宗朝から顯著になってくるのが、契丹皇帝が冬營地（冬捺鉢）として頻繁に選ぶようになった廣平淀（藕絲淀、中會川、靴淀などの異名がある）である。<sup>(94)</sup> 中京の東北に位置する廣平淀は、土河に面して砂が堆積する窪地で、冬の季節風を避けることが可能で、家畜を引き連れた遊牧民集團の冬營地としてふさわしい場所であった。<sup>(95)</sup> くわえて「廣平」という漢語の地名に示されるように、皇帝に隨從する軍隊や畜群はもちろんのこと、朝賀儀禮にはせ參じる國內外の多數の人びとを優に收容できる廣大な平原であり、受禮の場としても適していた。<sup>(96)</sup> もちろん、契丹朝廷の機動性の高さゆえ、燕京や西京（大同）、東京（遼陽）方面など廣平淀以外の場所でも受禮がおこなわれる場合もあったが、聖宗朝と同様に、それらはすべて周邊國との政治的緊張があったさいに皇帝が壓力をかけるべく意圖的に移動したときに限られる。通常の受禮地は廣平淀であったとみてよい。<sup>(97)</sup> つまり、儀禮は冬捺鉢に設營された移動式の天幕でおこなわれたのである。

つとに傳樂煥が明らかにしているが、興宗以後の受禮についてもう一点注意すべきなのは、宋の國信使を含めた外國使節が参加する皇帝や皇太后（太皇太后）の聖節朝賀を、實際の生辰におこなわれる契丹國內での祝賀とは別に舉行したことである。その日取りは年末の一二月に定められた。それぞれの聖節朝賀の日取りは、興宗夷不董が一二月下旬、道宗生隣が一二月七日、興宗の生母章聖（法天）皇太后（太皇太后）が一二月五日、道宗の生母宗天皇太后が一二月三日とされ、聖節・正旦の朝賀儀禮がすべて一箇月以内で完了するようにしていた。こうした措置がとられたのは、季節移動を繰り返す契丹朝廷にとり、移動中の幕營地で宋朝の國信使をはじめとする數多くの外國使節を迎えることは不便だったためで、皇帝・皇太后（國母）の聖節朝賀と正旦朝賀をあわせて冬捺鉢で受けられるように、儀禮日程の合理化をおこなったので

ある<sup>(98)</sup>。

(二) 儀禮がおこなわれる空間

以上にみてきたように、受禮場所の中心は、盟約締結後の都城から、一一世紀半ば以後には冬捺鉢（冬營地）へと變遷した。それでは國信使などの外國使節が参加する儀禮は、都城や幕營地のなかのどのような空間でおこなわれたのであるか。

まず、盟約締結後に建設されて主な受禮場所となった中京では、城内の宮殿で儀禮がおこなわれた。中京での儀禮については、澶淵の盟から間もない一〇〇八年（契丹・統和二年、宋・大中祥符元年）に契丹皇帝の生辰國信使として宋から派遣された路振の『乗輅録』に詳しい記述が残されている。『乗輅録』は、建設後間もない時期の中京の情景を描いた貴重な文献である。それによれば、中京滞在中に國信使一行は聖宗皇帝・承天皇太后主催の儀禮に参加し、しきりに宴に招かれて饗應を受けた。一二月二六日の皇帝（聖宗文殊奴）との朝見儀、翌二七日の皇太后（承天皇太后）との朝見儀、翌二八日の皇帝生辰上壽儀、正月一日の元旦朝賀儀、四日および六日の曲宴、七日の宴射、八日の皇太后との朝辭儀、翌九日の皇帝との朝辭儀などである。そしてこれらの儀禮や宴が舉行された場所は、主催者が皇帝か皇太后かで異なっており、前者の場合が武功殿、後者の場合は文化殿と呼ばれる宮殿で、両者は東西に並んでいた。皇太后が國母として皇帝と並び立って君臨する契丹の國制を反映して、儀禮をおこなう二つの宮殿が並んで造營されたのである。契丹朝廷における儀禮には、契丹の古くからの習俗にもとづく儀禮（國俗）とともに、一〇世紀前半に漢地を支配するようになってから導入された唐制に由来する儀禮（漢禮、漢儀）があったが、外國使節からの受禮や上壽・朝賀儀禮は後者の漢儀であった。漢儀では契丹皇帝は漢服を着て儀禮に参加した。宋朝國信使を迎接する儀禮は當然漢儀でおこなわれたため、路振らは宋帝と同じような「黃紗袍」を身に着けた契丹皇帝を目撃したのである。<sup>(99)</sup>しかしながら、漢儀の導入と皇帝の漢服着用は、契丹

支配層の漢化を意味するわけではない。盟約締結から間もなく契丹に派遣された宋朝國信使李維の報告によれば、契丹皇帝は儀禮の時のみ漢服を着用し、平時は狩獵遊牧民としての風俗を保っていたことが知られる。<sup>(10)</sup>この報告は契丹を野蠻視する差別的な含意があるものの、契丹皇帝の生活風俗を端的に言い當てている。服装とおなじように、都城内の固定建築たる宮殿はあくまで儀禮をおこなうための施設であり、契丹皇帝や扈從する臣僚たちは、遊牧民の風習にもとづき城外に設けられた天幕に暮らしていた。<sup>(11)</sup>そして、儀禮をおこなうための宮殿である武功殿と文化殿の後方に「宮室」があったが、それもやはり天幕だった。<sup>(12)</sup>この天幕の「宮室」は儀禮舉行の前後に契丹皇帝・皇太后が控える場所だったのだろう。城内に滞在するときでさえ、契丹皇帝・皇太后は天幕に居るのが常態なのであった。

つづいて、興宗朝以後に主たる受禮場所となった廣平淀をはじめとする契丹皇帝の宿营地たる冬捺鉢では、どのような空間で儀禮がおこなわれたのかみていこう。捺鉢には皇帝をはじめとして扈從する王族や百官などが暮らす移動式住居の天幕群が立ち並ぶ。天幕には「穹廬」と呼ばれることも多い圓形の「氈廬」「氈帳」のほか、木柱と屋根を持つ「氈屋」があり、前者は「某帳」と呼ばれるのに對し、後者は宮殿に見立てられて「某殿」と呼ばれた。

『遼史』營衛志の行營の項には、一一世紀半ば以後の廣平淀を描いた冬捺鉢についての記事があり、皇帝の牙帳を構成する具體的な「殿」や「帳」の説明がみえる。まず、皇帝牙帳のいちばん南に「省方殿」と呼ばれる殿があった。木の柱と竹の垂木で構築され、上部を「氈」(フェルト)で覆った移動式の殿であった。殿には回廊が附設されて、まわりをめぐるように覆われていた。<sup>(13)</sup>一〇九一年(契丹・大安七年、宋・元祐六年)に皇帝生辰使として派遣された宋の彭汝礪に廣平淀の情景を詠んだ詩があり、その序文に儀禮のおこなわれた場についての説明がみえる。それによれば左右の門は「紫府洞」「桃源洞」、殿は「省方殿」と呼ばれていた。つまり、省方殿が前章にみた朝見・朝辭儀などさまざまな朝廷儀禮がおこなわれる場所で、中國王朝の宮城でいえば正殿あるいは前殿にあたる天幕であった。そして、左右の門「紫府洞」「桃源洞」は、『遼史』禮志の朝見・朝辭儀のなかにみえる「東(北)洞門」「西(南)洞門」に當たる。

國信使たちが省方殿での儀禮や宴のさいにのぼった階は、彭汝礪によると高さが二・三尺、幅が三尋、奥行きがその半分程度で、殿庭よりも高い殿上に皇帝が座る御座が設けられていた。<sup>(10)</sup> いっぽう、一〇二〇年（契丹・開泰九年、宋・天禧四年）に皇帝生辰使として契丹の木葉山の捺鉢を訪れた宋の宋綬の報告によると、儀禮をおこなう省方殿は東向きで、階が設けられていなかったという。<sup>(11)</sup> 宋と國信使を交換するなかで、中國式の殿を模倣して御座を高くして階を設けるようになったのだろう。なお、彭汝礪によれば、「蓬萊宮」という宮名があったというが、これは唐代の「宮」が複数の殿から構成されるのと同様に、複数の天幕群のまとまりを包括した名稱であると推測される。「蓬萊宮」の名稱は唐代に「大明宮」を改稱して一時用いられたことがあり、それを意識してのものかもしれない。門名である「紫府洞」「桃源洞」とあわせ、中國の神仙思想の影響をうかがわせる命名である點も注目される。

さらに『遼史』營衛志の記述のつづきをみよう。省方殿のすぐ北には「鹿皮帳」、すぐその北に「八方公用殿」があった。省方殿から北へ二里という少し離れた場所には、省方殿と同じ造りの「壽寧殿」と呼ばれる殿が設営され、その北に「長春帳」があった。<sup>(12)</sup> 省方殿は皇帝が百官と謁見したり諸國の使節を迎えたり、種々の朝賀・上壽・宴會儀禮をおこなう場であった。<sup>(13)</sup> その北の「八方公用殿」の用途は不明だが、その名稱から皇帝が重臣とともに政事を議す場（『遼史』營衛志にみえる「與北南大臣會議國事」）だったと思われる。そして、奥に位置する壽寧殿と長春帳は、中國王朝の宮城で言えば後殿に當たる殿・帳であり、皇帝が日常的に起居する私的な空間であったにちがいない。それゆえ、長春帳は「硬寨」（バリケード）で強固に守られていた。そして、これらの「殿」・「帳」を包括する「宮」（オルド）では、四千人もの契丹兵が毎日千人ずつ輪番で警備に當たったのである。なお、一〇二〇年の宋綬の報告にも、省方殿の北方に「慶壽殿」、そのさらに西北に「國主帳」があったことが記されている。宋綬のいう「慶壽殿」と「國主帳」が『遼史』にみえる「壽寧殿」と「長春帳」に對應すると考えられる。

以上のような契丹朝廷の殿については、一〇七五年（契丹・大康元年、宋・熙寧八年）に、泛使として契丹の夏捺鉢（夏



營地を訪れた宋の沈括の記録が参考になる。沈括はこの夏營地を「單于庭」と呼んでいるが、屋を有する皇帝の「朝寢」と皇后の「朝」が合計三つあったという。これらは『遼史』營衛志で「殿」と呼ばれた屋根と木柱を持つ移動式建造物を指し、「朝」が政事や儀禮をおこなう場所、「寢」が日常起居する場所であろう。そのほかの天幕はすべて「氈廬」であった。また殿庭には松の幹を立てた「閣門」が設けられ、その東側に皇帝に扈從する中書・樞密院・客省などの「廬」が六、七向かい合って竝んでいたと沈括が記している點も注意を引く。<sup>(10)</sup> 天幕群は東西方向に配置されており、閣門の外（東側）に官廳の天幕が向かい合って竝んでおり、その内（西側）には皇帝の「朝寢」の殿・帳が竝んでいたはずである。閣門は皇帝が居住する空間の内と外を區切る意味を持っていた。『遼史』營衛志にみえる殿で沈括の言う「朝寢」にあたるのが、省方殿・八方公用殿・壽寧殿の三つの殿ということになる。

冬・夏の捺鉢のように、皇帝以下がある程度長い期間にわたって滞在する宿營地では、階や兩廊を備えた比較的規模の大きい「殿」が立てられたわけだが、移動を頻繁に繰り返す時期には、契丹皇帝は「帳」と呼ばれる圓形の天幕（既述の「氈廬」「氈帳」「穹廬」）で臣僚や外國使節の謁見を受けた。たとえば、宋帝（神宗）即位を報ずるために一〇六七年夏に神恩泊の地で契丹皇帝に拜謁した陳襄の報告によると、契丹皇太后（興宗夷不董の後の宗天皇太后）・皇帝（道宗涅隣）のいずれとも「帳」で朝見・朝辭儀をおこなっている。<sup>(11)</sup> このとき皇帝は秋の山での狩獵（秋山）に向かうために移動しつつある時期であり、神恩泊には一時的に駐留したにすぎなかった。

この契丹皇帝の捺鉢の「帳」について考えるための材料として、一二世紀前半の勃興後間もない金國初代皇帝阿骨打（太祖）の幕營地を描いた記録が注目に値する。天慶五年（一一一五）、契丹に反旗を翻して金國を建國した阿骨打は、上京・中京一帯の契丹本據地を攻略後、契丹の天祚帝を追撃するべく南へ親征する。そして、天輔六年（一一二二）一二月には燕京を無血開城し、城外に天幕を立てて駐留する。このとき、燕京一帯の割讓を含め金と宋のあいだで交渉が進められるなか、燕京城外に駐留する阿骨打の幕營地を宋朝の使者が訪れて詳しい記録を残している。それによれば、宋使が阿

骨打に拜謁した場所は「契丹納拔（納跋）行帳」と呼ばれる天幕であった。<sup>111</sup>「納跋」「納跋」は「捺鉢」と同じ契丹語の異なる漢字音寫であり、契丹皇帝が用いた天幕であることが分かる。これに先立つ同年三月、燕京を逃れて白水濼（現在の内モンゴル自治區チャハル右翼前旗黃旗海）に駐留していた契丹の天祚皇帝の「放鵝行帳」を金軍が急襲した。このとき天祚帝は「行帳」を捨てて脱出し、西京（大同）を経由して陰山方面へ逃れ、金軍は「行帳」をふくめた契丹皇帝の「貨寶」を奪取した。金軍が奪った皇帝の「行帳」は、八月に南征のために鴛鴦濼（現在の河北省張北縣アンギル・ノール）までやって来た阿骨打に獻じられ、十二月に居庸關を越えて燕京を無血開城したさいにも、阿骨打はこの天幕とともに移動したものと考えられる。燕京を制壓した阿骨打は、城内の宮殿で降伏した燕京契丹政府官員の朝賀を受けたが、そのあと城内には留まらず、城外に出てこの天幕を立てて五箇月ほど滞在したのであった。

一一二三年（金・天輔七年、宋・宣和五年）正月と三月の二度にわたり燕京城外の阿骨打の幕營地を訪れた宋の使者馬擴によれば、儀禮の進行をつかさどる閹門官や宴のさいに音樂を奏でる教坊の樂工はいずれも契丹に仕えていた人びとであった。<sup>112</sup>つまり、金軍は天祚帝を攻撃したさいに、天幕とともに契丹の朝廷儀禮をとりおこなう人員もひつくるめて奪取し、そのまま召し抱えて金國皇帝に奉仕させたのである。くわえて、皇帝阿骨打と宋の國信使との朝見・朝辭儀は、順序に若干の變更があつたものの基本的には契丹朝廷で宋使がおこなつた儀禮を踏襲したものであった。<sup>113</sup>ただし、契丹の多鉢で通常儀禮がおこなわれた「殿」と異なり、阿骨打が坐した天幕には階がなかったため、天幕の入口の「帳門」に入つて皇帝の面前に至ることを「上殿」と呼んだ。なお、前年九月に燕京の割讓などについて協議すべく金から宋の國都開封へ使者が派遣されたが、このときの使者は制度典章に精通した渤海人の高慶裔であった。高慶裔は金が契丹より接收したと思われる「契丹例卷」なる卷子文書を持參して、都亭驛に滞在すること、朝見・朝辭儀のさいに殿に上つて上奏することなど、契丹國信使の先例にもとづいて接待や儀禮をおこなうよう事細かに要求し、宋側はその要求に従っている。<sup>114</sup>これとおなじように、金の幕營地における宋使の接待・儀禮でも契丹・宋間の先例を踏襲したのである。

宋人の記録は残念ながら阿骨打が坐した天幕を詳しく描寫していない。しかし、「契丹納拔（納跋）行帳」と明記されているからには、契丹において皇帝しか使用することのできない特別の天幕であったにちがいない。そしてそれは、突厥やモンゴルなど契丹の前後の時代の遊牧王朝において「オルド ordu」、「シラ・オルド shira ordu」（トルコ語・モンゴル語で「天幕」、「黄金の天幕」を意味する）などと呼ばれた君主専用の壮麗な天幕の系譜に位置づけられるものだったと推測される。周知のように天幕は契丹語でも同様に「オルド（斡魯朵）」と呼ばれたことから、モンゴル高原のトルコ系の遊牧王朝からの影響は明らかである。阿骨打が契丹皇帝から奪取した天幕でことさらに臣僚や使節と謁見したのは、そのことによつて新興の金國が契丹に取つて代わつたことを衆人にはつきりと示す意圖があつたからだろう。契丹皇帝の使用した天幕とそこでとりおこなわれる朝廷儀禮は、遊牧王朝の皇帝の權威を象徴する意味を持つていたのである。

以上のように、契丹朝廷でおこなわれる宋朝國信使の迎接は、儀禮の内實は唐制に由来する漢儀でありながら、儀禮のおこなわれる場合は遊牧王朝に典型的な移動式天幕が中心であつた。宋に派遣された國信使中の契丹人が自國の風俗にもとづく服装・言語・所作でもつて儀禮に参加したこともあわせ考えれば、契丹・宋間の國信使制度とは、中國王朝と遊牧王朝雙方の傳統に由来する要素が混在したものだつたと言えるだろう。<sup>(16)</sup>

### おわりに

澶淵の盟の締結によつて、契丹・宋兩王朝は、皇帝家どうしが擬制親族關係をとり結び、たがいを皇帝として認め合うようになつた。<sup>(16)</sup> 毎年兩國朝廷間を往還した國信使は、文書（國書）を持參し口頭で傳言することをつうじて兩皇帝を結ぶ媒介となり、兩王朝の友好關係を維持し更新する役割を果たした。そして、國信使が持參する國書の書式や舉行する儀禮はこの擬制親族となつた兩國の對等な關係にもとづき定められ、儀禮と接待は友好的な雰囲気のもとでおこなわれたのである。もつとも、ユーラシア東方の事實上の覇者として武威を誇つた契丹と、軍事力では劣りながら中華の主としての自

意識を突出させた北宋の、いずれの王朝の支配者たちも内向きには強い自尊意識を持ち、互いを見下したり野蠻視したりする側面があったのは確かである。しかしながら、公式見解としては契丹・宋の南北兩朝が共に天下を治めているという觀念が兩國で共有され、<sup>(17)</sup> 國信使と接待役の伴使のあいだでは「南北一家」を壽ぐやり取りがなされた。<sup>(18)</sup> 西夏や國境をめぐる問題など、兩國間で紛擾が生ずることはあったが、兩國いずれにおいても和平堅持の方針が揺らぐことはほとんどなかった。そうしたなかで友好關係を維持し象徴する國信使の役割は重視され、毎年國信使派遣と接待に兩國政府は少なからぬ勞力と費用を要したにもかかわらず、戰鬪による損害や國境地帯での大軍維持のコストに比べれば低廉であるとの認識が共有され、國信使の廢止が提起されることはまったくなかった。國信使には相手國の内情を觀察し報告するという役割もあつたものの、なによりも儀禮を抜き行かうことが求められたため、學問があつて慎み深い人物が選ばれるよう定められ、<sup>(19)</sup> もし禮を失したり友好關係を損なつたりする行爲や言動があればすぐさま彈劾の對象となつた。自國の體面を保ちつつ相手國の尊嚴を汚さぬよう、國信使の人選には細心の注意が拂われたのである。

契丹と北宋のあいだで一〇〇年以上維持された國信使制度は、その後にも繼承されていく。女真人を中核にした金國は、一二世紀前半に契丹と北宋を滅ぼし、強力な軍勢力を背景にユーラシア東方に霸を唱えたが、常に契丹の先例を参照しつつ改變を加えながら高麗・西夏・南宋といった周邊國との關係を取り結んでいき、結果的に多國體制が繼續した。そして、一一四二年（金・皇統二年、南宋・紹興二年）、金・南宋二國間で講和が成り盟約が結ばれると、國信使の往還が復活することになった。このときの國信使の儀禮は、金が南宋を軍勢力で屈服・臣從させたことを背景に、契丹・北宋間の儀禮を基礎としながら、かなりの變更が加えられた。まず、金國では宋・高麗・西夏が聯續して朝見・朝辭儀をおこない、<sup>(20)</sup> いずれも臣從國として扱われた。ただし、儀禮の内容には國による區別があり、一元化されたわけではなかった。また、南宋における金使の朝見儀では、國信使が國書を殿上で授與し皇帝自らがこれを起立して受け取り、宋帝は殿上での金使との問答に至るまで起立していなければならなくなつた。<sup>(21)</sup> その後、一一六五年（金・大定五年、南宋・乾道元年）に再度の盟約

が結ばれ、交渉の過程で金が大幅に譲歩し、南宋の金への臣従が解消され、兩國は金を叔とし南宋を姪とする擬制親族關係を結んで、澶淵の盟以後の契丹・宋關係に近いより對等な關係となる。このとき南宋では一一四二年に定められた金の國信使の待遇や儀禮を對等に近い關係に見合うものへと改めていった。なかでも南宋にとって最大の懸案だったのが、朝見儀で皇帝が起立してみずから國書を受けるという屈辱的な儀禮を廢止することであった。そこで南宋で據るべき規範と考えられたのが「東京舊儀」と呼ばれた北宋時代の契丹との間の儀禮であり、ときの皇帝孝宗はこの先例の回復を目指し、何度も儀禮の改定を金側に要求したが、金國皇帝の世宗はけっして譲ることなく終わった。金は禮制においてあくまで南宋の上位に立つことに固執し、兩國間の國信使儀禮は完全に對等なものとはならなかったのである。

多國が並存する状況にあった一〇―一三世紀のユーラシア東方において、各國は政治・軍事情勢をふまえて相互に多様な關係をとり結んでいた。本稿では全面的に論ずることはできなかったが、各國朝廷で外國使節を受け入れる儀禮のありようは、そうした關係を映し出すものだったため、當時の人びとに非常に重視されていた。儀禮がおこなわれる場では、儀禮を主催する王朝が皇帝の權威を顯示するいつぼうで、外國使節の側も自國朝廷の威信をかけ體面を保つべく儀禮に參加していたのであり、王朝間關係にもとづき決められた儀禮からの逸脱はけっして許されなかったのである。

### 註

- 本稿に引く史料の略稱は下記の通り。『長編』『續資治通鑑長編』、『宋會要』『宋會要輯稿』、『使遼語錄』『神宗皇帝即位使遼語錄』、『要錄』『建炎以來繫年要錄』、『朝野雜記』『建炎以來朝野雜記』、『會編』『三朝北盟會編』
- (1) 一〇〇四年および一〇四二年の二度にわたり取り交わされた誓書の内容と、兩國の交戦抑止という誓書の持つ意味については、拙稿「契丹・宋間の澶淵體制における國境」
- (2) 『史林』九〇卷一號、二〇〇七年、三三―四頁。  
拙稿「契丹・宋間における外交文書としての牒」『東方學報』京都一八五冊、二〇一〇年。
- (3) 聶崇岐「宋遼交聘考」同『宋史叢考』下冊、中華書局、一九八〇年（初出一九四〇年）。
- (4) 傅樂煥「宋遼聘使表稿」同『遼史叢考』中華書局、一九八四年（初出一九四九年）、二二三頁。

- (5) 前掲注(3)聶論文、前注傳論文。
- (6) 金成奎①「契丹國使宋皇帝謁見儀式の主要特徴과 그 意義」『역사문화연구』二一輯、二〇〇四年、同②「契丹의 國信使가 宋의 황제를 알현하는 의례」『歷史學報』二一四輯、二〇一二年、同③「宋의 國信使가 契丹의 황제 황태후를 알현하는 의례」『東洋史學研究』二二〇輯、二〇一二年、廣瀨憲雄「唐後半期から北宋の外交儀禮——「對」の制度と關聯して——」同「東アジアの國際秩序と古代日本」吉川弘文館、二〇一一年(初出二〇〇九年)など。
- (7) 『朝野雜記』乙集卷一二、奉使入北境車子數「舊例、南使入北境、虜遣伴使來迓、正副使以下至三節人皆乘馬。」舊例とは契丹へ國信使を派遣した北宋の制度を指す。なお、李心傳はこのあとにつづけて、江南に遷った南宋の人びとのあいだでは騎馬の風習が廢れていったため、金國へ入境した國信使副・三節人は合計一五臺もの車を連ねて旅するようになったという興味深い史實を記す。
- (8) 國信使を護衛する兵士の數は、契丹・北宋間については不明である。南宋の文獻によれば、南宋の國信使一行を護衛する金の兵士が四〇〇人にのぼったという(前注「朝野雜記」乙集卷一二)。
- (9) 『宋會要』職官三六之三二、景德二年五月。
- (10) 『長編』卷六〇、景德二年五月乙亥、包拯「包孝肅公奏議集」卷五、請止絶三番取索。
- (11) 『宋會要』職官三六之三三、主管往來國信所。
- (12) 『宋會要』職官三六之三三、乾興元年四月。
- (13) 『宋會要』職官三六之三三、大中祥符八年十月、同職官三六之三六、天聖五年三月。
- (14) 一例として、劉敞「公是集」卷五三、陳耿墓誌銘參照。天聖末(一〇三〇年)頃に大名府の北側に位置し使節の通行路にあたる永濟縣の知縣であった陳耿の事跡を記すなかで、契丹使節の接待のために、「中貴人」すなわち三番使臣の宦官が周邊の縣から物資の徵發をおこなっていたことを述べる。
- (15) 前掲注(10)『包孝肅公奏議』卷五、『長編』卷一六八、皇祐二年五月丙申。
- (16) 前掲注(3)聶論文三〇六―七頁。
- (17) 契丹國信使の接待のため、たとえば雄州では毎年一萬貫の公使錢が確保されていた(『長編』卷三〇一、元豐二年十二月丙午)。
- (18) 『皇朝類苑』卷七七、安邊備禦、契丹所收路振「乘輅錄」。このとき宋使が契丹皇太后・皇帝に謁見した中京への道程のうち、古北口より北については奚人の居住する地域であり、「奚民守館者、皆給土田、以營養焉。」とある。
- (19) 『宋會要』職官三六之四四、紹興十三年十二月五日など。班荆館については、王文楚「宋東京至遼南京驛路考」同「古代交通地理叢考」中華書局、一九九六年、二三九頁參照。
- (20) 『東京夢華錄』卷一、東都外城。
- (21) 『長編』卷六〇、景德二年五月乙亥、歐陽脩「歐陽文忠

- 公文集』内制集卷一、二十四日就驛賜契丹賀正且人使銀鈔  
鑼・唾盃・孟子・錦被褥口宣をはじめとする翰林官に任じ  
られた宋人別集にみえる口宣を参照。
- (22) 『使遼語録』六月十四日。なお、契丹の興宗朝以後に通  
常の國信使の受禮がもっとも頻繁におこなわれた廣平淀で  
は(後述)、宋使の宿泊先は會同館であった。一〇五一年  
(契丹・重熙二〇年、宋・皇祐三年)に翌年の正旦使とし  
て派遣された王珪の五言律詩(『華陽集』卷一、發會同館)、  
一〇七七年(契丹・大康三年、宋・熙寧一〇年)に契丹皇  
帝生辰使として派遣された蘇頌の七言律詩に附せられた序  
文(『蘇魏公文集』卷一三、後使遼詩、北帳書事)を参照。  
會同館の名稱が以後の金・明・清へと受け継がれてい  
く點も注目される。
- (23) 『太常因革禮』卷八三、新禮一六、契丹國信使副元正聖  
節見宴、『宋會要』職官三五之九、政和二年十一月十六日。  
(24) 前掲注(4)傳論文の表を参照。
- (25) 『長編』卷六〇、景德二年五月乙亥。
- (26) 『長編』卷三七七、元祐元年五月壬戌。南宋での金の國  
信使への生餼支給にも踏襲される(『要錄』卷一五〇、紹  
興十三年十二月己酉、『武林舊事』卷八、北使到闕など)。
- (27) 『使遼語録』六月十六日、十七日、十九日。
- (28) 『文獻通考』卷一〇八、王禮考三、朝儀、元正冬至大朝  
會儀注、『長編』卷一〇四、天聖四年十二月参照。席次の  
參考として、『文獻通考』同卷所收の「正冬大慶殿朝會立  
班圖」参照。
- (29) 金子由紀「北宋の大朝會儀禮」『上智史學』四七號、二  
〇〇一年。
- (30) 『文獻通考』卷一〇七、王禮考二、朝儀。
- (31) 景德三年(一〇〇六)正旦が最初の事例で、以後これに  
もつぎ定例となった(『長編』卷六二、景德三年正月甲  
辰朔)。
- (32) 『長編』卷六一、景德二年十一月癸酉、『宋會要』蕃夷一  
之三、五、景德二年十一月二十九日。
- (33) 儀注は『遼史』卷五三、禮志六、嘉儀下所收。
- (34) 『宋會要』職官六五之一三、至和二年四月十五日。
- (35) 『東京夢華錄』卷六、元旦朝會。
- (36) 『使遼語録』七月二日、陸游「家世舊聞」卷上。
- (37) 『宋會要』禮四五之五、景德二年十二月四日、『長編』卷  
六〇、景德二年五月乙亥。大相國寺參詣の翌日に玉津園宴  
射がおこなわれることは、『東京夢華錄』卷六、元旦朝會  
参照。
- (38) 『使遼語録』六月二十日。
- (39) 『宋會要』職官三六之四五、紹興十四年十二月二十四日。
- (40) 『宋會要』禮四五之二九、景德三年十一月十三日。のち  
には正月五日に固定されたようである(『宋會要』禮四五  
之二、太平興國三年正月十六日、同禮四五之一四、熙寧元  
年正月一日)、『政和五禮新儀』卷一五一、賓禮、紫宸殿正  
旦宴大遼使儀がその儀注である。
- (41) 聖節の大宴が國初より定められていたことは、『宋會要』  
禮五七之一六、建隆元年二月十九日條にみえる太祖の聖節

長春節を祝う廣政殿（のちの集英殿）での大宴の記述を参照。「外國蕃客」も参加するよう定められていたことが明記されている。北宋末の大宴については、『東京夢華錄』卷九、宰執親王宗室百官入内上壽が詳しい。

- (42) 『宋會要輯稿』禮四五之五、禮五七之一六、景德二年十月五日。

(43) 契丹國信使は、盟約締結以後、垂拱殿の宴では親王・節度使位のやや後ろ、集英殿大宴では翰林學士のやや後ろに座を占めたが、歳幣の増額をめぐる交渉を終えた慶曆二年（一〇四二）以後、あらゆる宴會で官位と無關係に皇帝の近くに座を占めるという一層の特別待遇を受けるようになった（『長編』卷一三八、慶曆二年十一月壬申）。そのほかに『政和五禮新儀』卷一五一、賓禮、紫宸殿正旦宴大遼使儀、『東京夢華錄』卷九、宰執親王宗室百官入内上壽、『太常因革禮』卷八三、新禮一六、契丹國信使副元正聖節見宴・契丹國信使副辭などを参照。

- (44) 『使遼語錄』六月十七日。詳しい儀注は『遼史』卷五一、禮志四、賓儀、曲宴宋使儀を参照。

(45) 王安石『臨川先生文集』卷四八、就驛賜大遼賀同天節人使却迴朝辭訖酒果口宣など、宋人文集にみえる口宣より判明する。

- (46) 『使遼語錄』六月二十一日。

- (47) 『長編』卷六〇、景德二年五月乙亥。

- (48) 『宋會要』職官五一之四五、景德元年十一月。

- (49) 『使遼語錄』六月二十二日。

(50) 『宋會要』職官三六之三三、景德三年十一月「帝以使臣奉命外境、慮其事體不一、令有司、每奉使以近年體例諭之、令其遵行、無輒改易。」

(51) 宋での契丹國信使の朝見・朝辭儀の儀注は、治平二年（一〇六五）成立の『太常因革禮』卷八三に「契丹國信使副元正聖節見宴」「契丹國信使副辭」として載録される。これは、澶淵の盟以後におこなわれていた儀禮にもとづき大中祥符九年（一〇一六）に制定されたもので、天聖五年（一〇二七）に成立した『禮閣新編』六〇卷のなかに收録され、それが引用されるかたちで『太常因革禮』のなかの「新禮」として收められた。元代編纂の『宋史』卷一一九、禮志二二、賓禮四に收められる「契丹國使人聘見辭儀」は、これを節略載録したものである。契丹での宋朝國信使の儀禮は、『遼史』卷五一、禮志四、賓儀に載録されるが、興宗夷不董とその母章聖（法天）皇太后が並び立った時代に定められたものである。この点については若干の考證を要するが、紙幅の都合で別稿に譲る。

(52) 異同についての分析は、前掲注(6)の金論文②③が詳しい。筆者も儀注の文獻研究をおこなう別稿にてあらためて検討したい。

(53) この点、宋朝への外國使節の入朝について簡潔にまとめたい記録である李攸『宋朝事實』卷一二、儀注二、諸蕃入朝皇朝之制に「契丹使……通事舍人導使者升殿、代其主跪問聖躬、上令内侍都知報問之、皆通事傳譯。……」と明記されていることから明らかである。



- (54) 以上、筆者は儀禮を皇帝の代理として振る舞う部分と相手國の臣僚として振る舞う部分の二つに分割したが、これについて金成奎も前者を「國家または皇帝に關聯」するという意味で「公式儀禮」、後者を「使節個人（あるいは團體）と直結」するという意味で「使節團儀禮」と呼んで明確に區別している（前掲注(6)金論文②一一五頁）。
- (55) 舞踏については、渡邊信一郎『天空の玉座…中國古代帝國の朝政と儀禮』柏書房、一九九六年、一七〇～一六頁。
- (56) 國書は對等な個人間でやりとりされる「致書」文書と呼ばれる書狀であり、本文は八句程度の短いもので、時節に應じて兩國皇帝間の友好關係を稱揚する美辭麗句が連ねられた。前掲注(3)聶論文、中西朝美「五代北宋における國書の形式について——「致書」文書の使用狀況を中心に——」『九州大學東洋史論集』三三號、二〇〇五年參照。
- (57) 石見清裕「外交使節の皇帝謁見儀式復元」同『唐の北方問題と國際秩序』汲古書院、一九九八年。
- (58) 『太常因革禮』卷八四、新禮一七、高麗國使副見辭・交州使副見辭・宜州西南蕃黎州等處蠻王子見辭・海外進奉蕃客見辭。
- (59) 唐代後半に、禮物の奉呈は皇帝と使者の對面儀禮（對見）に先立っておこなわれた。廣瀨憲雄が明らかにしたように、宋朝における契丹以外の使節が皇帝と對面する儀禮は、この對見の儀禮に由來する（前掲注(6)廣瀨論文）。
- (60) 『遼史』卷五一、禮志四、賓儀、高麗使人見儀、西夏國進奉使朝見儀。
- (61) 古瀨奈津子「遣唐使の見た中國」吉川弘文館、二〇〇三年、一四七～九頁。
- (62) 前掲注(53)『宋朝事實』卷一二「其契丹使召升殿授書、他國書皆有司付之。」
- (63) 『遼史』卷五一、賓儀、高麗使朝辭儀、西夏使朝辭儀。
- (64) 殿上の儀禮については、金・南宋間でも踏襲され、一四五年（金・皇統五年、宋・紹興一五年）に東京遼陽府の金國朝廷を訪れた南宋の生辰國信使の記錄である宋之才「使金賀生辰還復命表」（民國『平陽縣志』卷六三、文徵內編所收）に、次のように記す。「（正月）二十一日、……朝辭、茶酒五盞罷、授國書傳語、而退出幕次。浩（≡金國館伴使張浩）云、早來殿上禮數、乃敵國之禮、如高麗・河西皆無此。臣答云、荷上國待遇之厚。」なお、この史料については、周立志「宋金交聘的新文獻《使金復命表》研究」『北方文物』二〇一三年一期參照。
- (65) 前掲注(58)。ただし、皇帝と外國使の對面問答はまったく廢止されてしまったわけではない。皇帝は必要におうじて、朝見儀のあとに改めて使者を内朝後殿（崇政殿など）に招いて對面することもあった（『太常因革禮』卷八四、海外進奉蕃客見辭、前掲注(53)『宋朝事實』卷一二など）。
- (66) 前掲注(60)。
- (67) 『長編』卷六一、景德二年十一月癸酉、「宋會要」蕃夷一之三、五、景德二年十一月二十九日。なお、契丹國信使一行のみに認められた從人入場という特別待遇は、のちに西夏と高麗の進奉使一行にも擴大適用されることになる（『政

和五禮新儀』卷一五五、賓禮、夏國進奉使見辭儀・高麗國進奉使見辭儀。

(68) 前掲注(53)『宋朝事實』卷一二、前掲注(58)『太常因革禮』卷八四。

(69) 『遼史』卷五一、禮志四、賓儀、宋使見皇太后儀、宋使見皇帝儀。朝見儀の當日に宋の國信使が夜明け前に館(會同館)を出發したことは、彭汝礪『鄱陽先生文集』(中國國家圖書館藏清抄本)卷八、律詩、廣平甸の冒頭二句に「四更起趁廣平朝、上下沙陀道路遙。」とあるのを参照。

(70) 前掲注(60)(63)。

(71) 國信使儀禮の整備の過程とその起源については紙幅の都合で省略し、別の機會に譲る。

(72) 『遼史』卷五一、禮志四、賓儀、臣僚接見儀。閣門官が謁見者を皇帝へ紹介する通名をおこなったあとに起居禮をおこなって七拜し、謁見者が拜顔を謝してから舞蹈禮をおこなって五拜し、皇帝が謁見者に問答をおこなう宣を傳えると二拜し、皇帝からの言葉が下されて(宣)五拜するといふものであった。これにたいし、宋朝國信使の場合には、閣門官による通名のあとに起居禮をおこない七拜し、拜顔を謝して舞蹈禮をおこない五拜し、遠接・御筵・撫問・湯藥を謝して舞蹈禮をおこない五拜するといふもので、両者が類似していることが分かる。

(73) 韓琦の七言律詩「使回戲成」(『安陽集』卷四所收)の第三句に「禮煩偏苦元正拜」とあり、その原注に「虜廷元日拜禮最煩。」と述べる。元日朝賀の儀注は、『遼史』卷五三、

禮志六、嘉儀下、正旦朝賀儀を参照。

(74) 余靖『武溪集』卷一八、契丹官儀「胡人之官領番中職事者、皆胡服、謂之契丹官。……領燕中職事者、雖胡人亦漢服、謂之漢官。」そのほか、前掲注(18)『乘軺錄』十二月二十六日なども参照。なお、「契丹官儀」の記事からも明らかのように、契丹服・漢服をそれぞれ身に着けた契丹官・漢官の違いは必ずしもエスニシテイの違いによるとはかぎらないことに注意せねばならない。

(75) 『宋會要』蕃夷一之三、景德二年十一月二十九日。

(76) 前掲注(23)『太常因革禮』卷八三。ただし、最初に宋朝廷を訪れた契丹人國信大使に賜った冠は、「氈冠」だった(前注『宋會要』蕃夷一之三三)。

(77) 沈括『夢溪筆談』卷一、故事一。

(78) 前注。契丹の蹀躞子は内モンゴルや遼寧省などの墓葬から實物が数多く発見されている。考古學の研究として馮恩學「蹀躞帶——契丹文化中的突厥因素」『文物季刊』一九九八年一期などを参照。

(79) 前掲注(23)『太常因革禮』卷八三、契丹國信大使の拜禮について記した雙行注に「其拜及舞蹈竝依本國儀。」とある。従人(舍利)の部分の儀禮に附した雙行注にも同様の記載がみえる。『東京夢華錄』卷六、元旦朝會「諸國使人、大遼……大使拜則立左足、跪右足、以兩手着右肩爲一拜、副使拜如漢儀。」そのほか洪皓『松漠紀聞』も参照。

(80) 大使の帶刀を認めたことについては、『宋會要』蕃夷一之三、景德二年十一月二十九日「初(耶律)留寧等將見、

接待李宗諤引令式、不許佩刀至上閣門、留寧等欣然解之。既而曹利用以聞、帝曰、戎人佩刀、是其常禮、不須以此禁之。即詔其自便。留寧甚喜、劉經等謂宗諤曰、聖上推心置人腹中、足以示信遐邇也。」

(81) 『宋會要』蕃夷一之三八、景德三年十二月「契丹使蕭漢寧至、時元日會朝賀、漢寧自言不習漢儀、願不給朝服、副使吳克昌等亦言與大使同敘班、難衣朝服。詔聽自便。」

(82) 前掲注(79) 『東京夢華錄』卷六。そのほか西夏やウイグル・コータンなどの外國使節はみな自國の服裝で参列したという。拜禮については、高麗・南番・交趾(大越)の使節の所作が漢儀だったのにたいし、西夏使は手を交叉して地に伏すことが特記されており、契丹使と並び自國の拜禮を認められていたらしい。西夏の外交儀禮については、皇帝を自稱した李元昊が一〇四四年に宋と盟約を結んで「夏國主」に册命されて以後、名分上は宋朝にたいし臣を稱しながらも、宋朝皇帝とやり取りする國書で國主の名を稱さないこと、使節團が宋の都の館で交易すること、進奉使が宋の朝廷での宴會で朵殿(大殿の東西兩脇の殿)の上に乗すこと、國主が宋から派遣された使者と賓客の禮によって對面することが認められるなど、明らかに通常の朝貢國より優遇された(『長編』卷一五三、慶曆四年十二月乙未など参照)。北宋末に定められた儀注には明記されていないが、『政和五禮新儀』卷一五五、賓禮、夏國進奉使見辭儀、宋の朝廷での儀禮において進奉使が自國の拜禮をおこなったのも、契丹國信使に準じて認められた特別待遇だったと

推測される。

(83) 北宋末徽宗の聖節天寧節を祝賀する集英殿での大宴では、大遼(契丹)・高麗・西夏三國の使節が宰相以下の宋朝高官に連なつて殿上に座席を占めたが、契丹使節のみに豚・羊・雞・鵝・兔の「連骨熟肉」と呼ばれる肉料理の「看盤」が特別に供された(『東京夢華錄』卷九、宰執親王宗室百官入内上壽)。宴會の席上で契丹への待遇が別格であることを列席者に明示したのである。

(84) 前掲注(74)。

(85) 陶晉生「北宋朝野人士對於契丹的看法」同『宋遼關係史研究』聯經出版事業公司、一九八四年(初出一九八三年)。

(86) 『長編』卷六〇、景德二年五月乙亥「初命内侍右班副都知閻承翰排辦禮信、議者欲以漢衣冠賜契丹使者。承翰曰、南北異宜、各從其土俗可也。上從承翰所議。」そのほか、前掲注(80)・(81) 『宋會要』蕃夷の記事も参照。

(87) 一一世紀に契丹國の支配者層が遊牧民たる「契丹」としての自己同一性を強固に持っていたことについては、皇帝の喪葬儀禮を題材に論じた拙稿「契丹皇帝の喪葬儀禮」『遼文化・慶陵一帯調査報告書』二〇一一『京都大學大學院文學研究科、二〇一一年参照。

(88) 北宋皇帝の行幸については、久保田和男「北宋の皇帝行幸について——首都空開を中心として——」同『宋代開封の研究』汲古書院、二〇〇七年所収(初出二〇〇六年)。

(89) 『使遼語錄』五月十一日。

(90) 受禮時の皇帝居所については、傅樂煥「遼代四時捺鉢考

五篇(前掲注(4)『遼史叢考』、初出一九四二年)所收の「遼史遊幸表證補」を参照。

(91) 前掲注(4)傳「宋遼聘使表稿」所收の「遼帝后生辰改期受賀考」二四五・八頁参照。

(92) 前掲注(90)傳「遼史遊幸表證補」一二九・三〇頁参照。

(93) 前掲注(91)傳「遼帝后生辰改期受賀考」二四八頁。

(94) 不完全な記録ながら、前掲注(90)傳「遼史遊幸表證補」を通覧すると、興宗・道宗・天祚帝の三皇帝の時代、廣平淀で皇帝が冬を過ごした回数は四七回に及び、他の場所にて比べて群を抜いて多い。

(95) 前注(90)傳「遼代四時捺鉢考五篇」所收の「廣平淀考」『廣平淀續考』参照。

(96) 前掲注(69)『鄱陽先生文集』卷八、律詩、廣平甸。

(97) 契丹から宋へ亡命した漢人(歸明人)の武珪なる人物は、契丹事情に通じており、嘉祐六年(一〇六六)に宋の朝廷に「契丹廣平淀受禮圖」という繪圖を献上している(『長編』卷一九三、嘉祐六年三月戊戌、『宋會要』蕃夷二之一九、嘉祐六年三月)。

(98) 前掲注(91)傳「遼帝后生辰改期受賀考」二四三頁。

(99) 前掲注(18)『乘輅錄』十二月二十六日。

(100) 『宋會要』蕃夷一之三八、景德四年「是歲、戶部員外郎直集賢院李維等使契丹還、上虜中事。且言、虜王見漢使、強服衣冠、事已幅巾、雜胡騎出射獵。」

(101) 前掲注(18)『乘輅錄』十二月二十四日(日附は『續談助』本『十萬卷樓叢書所収』による)「自通天館東北行至

契丹國(中京)三十里。……(里民)又曰、虜所止之處、官屬皆從、城中無館舍、但於城外就車帳而居焉。」

(102) 前注『乘輅錄』「內城中止有文化・武功二殿、後有宮室、但穹廬轟幕。」

(103) この「氈屋」については、臺灣故宮博物院藏傳李唐「文姫歸漢圖」第一三拍(圖版は『宋代書畫冊頁名品特展』國立故宮博物院、一九九五年、一六六・八頁参照)にみえる、規模は小さすぎるものの中國風の屋根を備えた簡易式の木造建築のようなものを想像すればよいだろう。この繪に描かれる人物の頭髮や服裝、所持品や、駱駝が引く車など、契丹墓から陸續と發見されている壁畫に描かれる契丹人の風俗と一致しており、現存する繪畫じたいは南宋以後に下るものの、畫題は契丹と密接な交流があった北宋時代の畫家が描いた繪畫をもとにしたものである。つとに鳥居龍藏は、ボストン美術館所藏の「文姫歸漢圖」をとりあげて、この繪が契丹の風俗を基礎として、文姫漢土歸來の故事を描いたものであることを指摘している(同『文姫歸漢圖』に就て)『東方學報』東京』第六冊、一九三六年)。

(104) 『遼史』卷三三、營衛志中、行營。

(105) 前掲注(69)『鄱陽先生文集』卷八、律詩、廣平甸「廣平甸謂虜地險至此廣大而易云。初至單于行在、其門以簾箔爲藩垣、上不去其花以爲飾、其上謂之羊箔。門作山棚、以木爲牌、左曰紫府洞、右曰桃源洞。總謂之蓬萊宮、殿曰省方殿。其左金冠・紫袍而立者數百人、問之、多酋豪。其右青紫而立者數十人。山棚之前作花檻、有桃杏楊柳之類。前

謂丹墀、自丹墀十步、謂之龍墀。殿皆設青花氈、其階高二三尺、濶三尋、縱殺其半。由階而登、謂之御座。」

- (106) 『長編』卷九七、天禧五年九月甲申「又歷荊榛荒草、復渡土河、至木葉山、本阿保機葬處。又云祭天之地。東向設氈屋、署曰省方殿、無階、以氈藉地、後有二大帳。次北、又設氈屋、曰慶壽殿、去山尚遠。國主帳在氈屋西北、望之不見。」

- (107) 前掲注(104)。  
(108) 宋朝國信使が皇帝から賜る宴については、蘇頌『蘇魏公文集』卷一三、後使遼詩、廣平宴會。

- (109) 『永樂大典』卷一〇八七七、虜所引沈存中『西溪集』(正しくは『長興集』)熙寧使虜圖抄「……至單于庭。有屋單于之朝寢・后蕭(蕭后)の誤)之朝凡三、其餘皆氈廬、不過數十、悉東向。庭以松幹表其前、一人持牌立松幹之間、曰閣(閣)の誤)門。其東相向六七帳、曰中書・樞密院・客省。又東氈廬一、旁駐氈車六、前植纛、曰太廟。皆草莽之中。」熙寧使虜圖抄)については、王民信「沈括熙寧使虜圖抄箋證」學海出版社、一九七六年参照。

- (110) 陳襄『使遼語錄』六月十五日、二十一日。  
(111) 『會編』卷一四、宣和五年二月一日所引馬擴『茆齋自敘』「次日、就營拜辭。是日、已立契丹拔納(納拔)の誤)行帳、前列契丹舊閣門官吏、皆具朝服、引唱舞蹈、大作朝見禮儀。每入帳門、謂之上殿。」同書卷一五、同年四月十一日所引『茆齋自敘』「辭朝。阿骨打坐所得契丹納跋行帳、前列契丹舊教坊樂工、作花宴。宰執左企弓以次摺笏捧觴爲

壽。是時阿骨打形神已病矣。」

- (112) 前注。  
(113) 『會編』卷一五、宣和五年三月十八日所引「燕雲奉使錄」。ここに詳しく記されているのは朝見儀のみで、朝辭儀については詳しい記述はない。このときの宋使の禮物奉呈が國信使一行の謝辭奉呈の後におこなわれる點は、契丹における宋使の朝見儀と手順を異にしている(表2参照)。

- (114) 『會編』卷九、宣和四年九月十一日。  
(115) そもそも、送迎の使節の派遣、君主と使者の對面儀禮、國書と禮物の交換、君主臨席のもとでの宴會などといった唐制に由来するとされる國信使制度の諸要素は、ユーラシア各地で普遍的にみられるものであった。こうした使節交換をめぐる諸制度は、中央ユーラシア遊牧民の政治權力のあいだでも、唐制の影響と關係なく普通におこなわれていたと考えられる。この點、唐代前半の外交儀禮を同時代の突厥・ビザンツ・ササン朝ペルシアなどと比較・検討したSkaffの研究が参考になろう。Jonathan Karam Skaff, *Sui-Tang China and its Turko-Mongol Neighbors: Culture, Power, and Connections, 580-800*, Oxford, 2012, pp. 134-168.  
(116) 皇帝の相互承認については、一〇世紀前半の契丹と沙陀政權の關係にすでに先例があり、また契丹・宋間では九七〇年代の通和期にすでに見られるが、一〇〇〇年を越える安定した友好關係を確立した點で、澶淵の盟の締結は時代を劃する出来事であった。

(117) たとえば、河東の國境をめぐる交渉のさいに宋から契丹へ宛てた國書には「兩朝撫有萬宇」と記されていた(『長編』卷二五一、熙寧七年三月癸亥)。

(118) 『使遼語錄』五月十五日(往路燕京での宴、契丹接待使劉雲と宋使陳襄の問答)「雲勞臣等云、盛暑道遠、衝涉不易。再三勸臣等飲酒、稱兩朝通好多年、國信使副與接待使副相見、如同一家。臣襄答云、所謂南北一家、自古兩朝歡好、未有如此。」

(119) 宋朝での人選については、『長編』卷六四、景德三年十一月丙午、契丹での人選については、前掲注(18)『乘輶錄』「自與朝廷通好已來、歲選人材尤異聰敏知文史者、以

備南使。」参照。後者については、最近増加している石刻史料から集められる事例とほぼ一致する記述である。

(120) 『大金集禮』卷三九、朝會上、人使辭見儀、『金史』卷三八、禮志一一、外國使人見儀・朝辭儀。

(121) 『要錄』卷一五〇、紹興十三年十二月己酉。

(122) 國信使の國書授與儀禮をめぐる兩國間の爭論については、趙永春『金宋關係史』人民出版社、二〇〇五年、二六四頁、井黒忍「受書禮に見る十二〜十三世紀ユーラシア東方の國際秩序」平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十四世紀を探る』汲古書院、二〇一四年などを参照。

〔附記〕 本稿は、科學研究費補助金若手研究(B)(二〇一〇〜二年度)による研究成果の一部である。なお本稿は、二〇〇九年に三度にわたっておこなった口頭發表(三月一四日・第九回遼金西夏史研究會大會、三月二五日・京都大學人文科學研究所共同研究班「元代の法制」、九月二一日・北京大學歷史學系學術講座)にもとづき改訂を加えたものである。

Shenzong. However, during the reign of Huizong, some stores stayed open all through the night as a consequence of the weakening of the prohibition on night businesses in concert with a change in lifestyles, and such a situation was inherited in Lin'an during the Southern Song dynasty. In the third section, the author examines the status of the food culture in the night markets of the Tang and Song eras. A "Tang-era type" was a saloon-oriented (酒樓·酒肆) night market that was enjoyed by the upper class, such as bureaucrats, scholar-officials and wealthy merchants. At that time, tearooms (茶肆) and restaurants (食店) complemented the night market, but the foods and drinks that were sold were of poor quality and meager quantity. On the other hand, at the "the Song-era type" night market not only saloons but also tearooms and restaurants evolved in terms of both in quantity and quality; this contributed to the flourishing of the restaurant business during the Song era. At this market, a wide variety of foods, such as wheat products, meats, seafoods, vegetables, fruits, alcoholic drinks, tea and juices, were actively traded. In this fashion, city dwellers during the Song era enjoyed a rich food culture.

## ENVOYS FOR STATE LETTERS EXCHANGED BETWEEN THE KHITAN AND THE SONG DYNASTIES AND ASSOCIATED RITES

FURUMATSU Takashi

Following the conclusion of the Chanyuan 澶淵 treaty in 1004, the Khitan and the Song dynasties maintained peaceful coexistence for 120 years. In this article, I examine the envoys for state letters (*guoxin shi* 國信使) who, following the Chanyuan treaty, were sent annually between the two countries to offer congratulations at the New Year, on imperial birthdays, etc. I also show that by delivering state letters and conveying verbal messages of the emperors these envoys served as intermediaries between the emperors of both countries and played an important role in maintaining and renewing amicable relations between the two dynasties.

I first clarify details concerning the journeys made by the envoys. An embassy was composed of more than one hundred people, and once they crossed the border between the two countries and made their way to the place of residence of the emperor of the host country, the latter lavished hospitality on them at considerable expense. At the emperor's place of residence, the envoy and his party attended

various prearranged events, including ceremonies and banquets.

Next, I examine the most important of the ceremonies attended by the envoys, such as the audiences with the emperor on their arrival and before their departure. During these ceremonies, the envoy would be received by the emperor of the host country and would exchange state letters and gifts with him. These ceremonies were newly created with reference to the “guest rites” (*binli* 賓禮) prescribed in the *Da Tang Kaiyuan li* 大唐開元禮, but they were adapted to suit the relationship of equality that obtained between the two countries. This equality was manifested in the delivery and receipt of state letters and verbal exchanges during audiences with the emperor, the participation by the envoy’s entire entourage in the ceremonies, the provision of a separate venue for the ceremonies, and so on. However, at ceremonies performed in the Song capital, the Khitans among the embassies from the Khitan dynasty were permitted to wear their nomadic clothing, to bow to the emperor in Khitan style, kneeling with one knee bent, and to use the Khitan language during the ceremonies. These were concessions made by the Song to the Khitan, which was militarily superior to the Song at the time of the conclusion of the Chanyuan treaty.

Lastly, I consider the places where the ceremonies were held. Whereas the Song emperor always resided in the capital Kaifeng, the places where the Khitan emperors primarily received Song envoys were often cities such as Zhongjijing during the reign of Shengzong, but during the reigns of Xingzong and Daozong the meeting place was moved to Guangpingdian 廣平淀, the winter quarters of the Khitan court. Among the tents standing in rows in the winter quarters, comparatively large tents with a roof and poles were called *dian* 殿, or “palace” in Chinese. All manner of court ceremonies, including those for receiving foreign envoys, were performed in a *dian* provided with corridors and space for several hundred people. The system for exchanging envoys between the Khitan and the Song can be regarded as one in which elements deriving from the traditions of both the Chinese dynasty and the nomadic dynasty intermingled.